

393

189



始



393  
189

尊王民本主義

393-189



貴族院議員 徳富猪一郎先生題詞  
東京帝國大學助教授 深作安文先生序文  
水戸彰考館事務取扱 雨谷毅先生演述

# 尊王民本主義

(水戸學の神髓)

大正  
10 7 5  
内交

附卷

本主義共鳴者寄稿

論文數篇

(稿原筆眞文碑叙自公義戸水)

先生常州水戸産也、其伯疾其仲天、先生夙夜陪膝下、  
戰々競々、其爲人也、不滯物不著事、尊神儒而駁神儒、  
崇佛老而排佛老、常喜賓客、殆市干門、有暇讀書、不  
求必解、歡不歡歡、憂不憂憂、月之夕花之朝、酌酒適意、  
吟詩放情、聲色飲食、不好甚美、第宅器物、不要其奇、  
有則從有樂背、無則任無而髮如、元祿庚午之冬、累乞  
骸骨致仕、遂立兄之子爲嗣以襲封、先生之宿志於是足  
矣、旣而還卿、即日相攸於瑞龍山先塋之側、瘞歷任之  
衣冠魚帶、載封戴碑、自題曰梅里先生墓、先生之靈永  
在於此矣、嗚呼骨肉委天命所終之處、亦則施魚鱉、山  
則鮑禽獸、何用劉伶之鑪乎哉、銘曰、

月雖隱瑞龍雲、

餘光殘西山峯、

建碑書銘者誰、

源光國字子龍、

「因みに云、此自叙碑傳は公が最初の自筆原稿にして、  
内、修史の一節(現碑文参照)の如きは、後より公自ら  
追記せられたるものなり、其他字句の間、多少の相違あ  
るは、後日又訂正せられたる者さ知るべし」



一 是 尊 皇  
一 是 身 義  
蘇 藩 作

## 序

我國の倫理學說と道德思想とは、その固有のものたるを、將た又外來のものたるを問はず、我が過去の民族の考察し實行し、及び發展せしめて、以て我等に及べるものにして、我等の今日あるその與あづかるころ決して尠少なりといふべからず、固よりその中には學術としての體裁備はらず、思想としての深奥を缺くものなきにあらずと雖も、その根本觀念に至つては、多くは國と共に古く、古今を貫て、直接、帝國の存立に多大の關係を有するものなり、就中、家國中心の國民道德に於て、これが特色の最も顯著なるものを見る、勿論這個の道德を以て、獨り我國にの

此の酔平  
なる者  
即ち日本  
の日本  
精神に非  
ず

み存して、他餘國民には毫もこれなしとなすべきに  
あらず、現に去る大戦に際して、これが關係國民は、  
何れも眞劍にその最善を盡して、軍國の目的を達成  
せん事を圖れり、而かも其の酔乎として、酔なるもの  
に至つては、尙ほ我の能く一日の長たることを信  
ぜんと欲す、而して我が水戸學の如きは、蓋し此の  
酔なるものを培養する上に、必須にして缺くべから  
ざるものたり、聊か、平生思ふ所の一端を述べて、  
責を塞くこ爾か云ふ

大正十年初夏

帝國大學助教授 深 作 安 文

自序

現時我が思想界の紛々として動搖不定なるは、其の因果して何  
に由るか、之を外にしては世界的思潮の影響が、主なる事は勿論  
であるが、併し之を内にしては我國民が、此の新大勢に處して、  
未だ向ふべき眞の標的と歸趨とを知らず、頗る取捨に迷ひ居る結  
果ではないか、猶吾人をして忌憚なく、之が一二の理由を指摘せ  
しむるならば、彼の表面的指導者としての爲政家は、單に其の當  
面の政策上のみ重きを置きて、國家の大計より觀たる、國民思  
想の基礎的施設に關しては、勢ひ等閑に附し易き傾向があり、從  
つて思想問題の解決に、徹底を欠く憾あるを免れざる事が、此の  
缺陷を來す一の理由であらう、次に内面的指導者として、根本的  
に思想善導の責任ある、學者及び識者階級が、此の東西思想の混



二  
淆紛亂と、新舊思潮の衝突逆流との、所謂思想的革命期とも、稱すべき、危険の時代に處して、國民の仰で以て中心とし歸向とすべき、基本的新學説を發明して、之が安定的解決を與ふる事なく、従つて新舊思想の調節と融合統一とが、未だに出來ない結果が、此の思想混亂の止まぬ、第二の理由であらうと思ふ、  
更に又政界の現状に就て之を見るに、或一派の如き大に之を恐れ何處迄も之を危険視し、將た叛逆視して、極力峻嚴の取締を以て、之を壓服し去らんとするの概がある、而して又或一派は此の世界的新勢力を利用し、思想動搖期に乗じて之を悪用し、常に煽動的態度を以て、之に臨むの風がある、而かも其の間に立てる、國民こそ迷惑の至りにして、左支右吾、東西に漂搖し、南北に浮沈して、適從する所を知らず、其の極遂に思想益々悪化し、危険化する

近時我國  
人其經濟  
思想其進  
個人非常  
發展進步  
獨見國步  
の根題に  
大問深愛  
就懐少  
や士少

るの觀がある、是れ僞らざる我現代社會刻下の實相ではないか、而かも、此の如き國本の動搖不安期が、永續しつゝある間に、外勢は日に益進展變化して、何時形勢の急轉するを計り知る者無く、此の時に當り、我に多少の富國強兵の資(況んや此の資力乏しきを)が具備するとして、而かも尙有事の日、國家統ての活動力持久力の、出づる源泉とも稱すべき、國民思想の大本基調が、平素から能く統一し、訓練し整頓し居らざるに於ては、將た何を以て外強敵に對せんとするや、實に寒心憂慮に堪へざる次第ではないか、而して是れ決して吾人の杞憂ばかりではあるまいと思ふ、  
此に於てか無事と有事とに拘らず、兎に角國民的根本思想の、確立と統一とを須要とする上に於て、前掲の標的と歸趨との明示及宣傳が、此の際大なる必要と價值とを生ずる所以であらう、而し

此の基礎は、  
文の明瞭に  
以上を越し  
以て、基礎  
越し、基礎  
基的、基礎  
基礎、基礎  
出、基礎  
可、基礎  
ら、基礎  
ず、基礎

て吾人の見を以てすれば、此の中心思想の基礎たるべき者は、決して外的の者ではないけない、全く我內的(即ち固有的)の者でなくてはならぬと思ふ、即ち吾人民族が内に顧みて、我國土に即したる本來的の主義精神に、立國的基調を求めずして、徒に之を外的思想學說に求むるならば、凡そ何年立つても、其の思想の根本的確立と安定とを得るは、到底不可能の事であらう、何となれば内に自主的精神思想なき國民は、毎に他國人の思想言説に影響せられて、泛々動搖するを免れざるは是れ必然の理數であるからである、之に反して、内に一定の自主的思想が、確立し充實しある者は、如何なる他の思想學說に逢着するも、輕く動搖するの憂ひなく、其の取捨を謬らずして、能く國民の歩調が一致するは、是亦見易き自然の道理であるからである、

拙著「民  
本社會的  
主義」の  
大體に  
關し、  
烈公の  
書中  
なり

扱て熟らく現代思想なるものを點檢して見るに、元來民本的思想と云ひ、社會的思想と云ふも、詮じ詰むれば格別新奇なる者では無いと思ふ、否其の大体は皆我國にも在り來つた思想である、譬へば彼の『東西幾多の思想學說も要するに皆下の察しのみ』に歸着す』とは是れ水戸義公の民本主義的見地ではないか、又「大農民大商人あるは、其の國衰微の本なり、大も無く小もなく、同じ位がよきなり」とは是れ烈公の所言にして、的確に其の社會觀を覗ふに足るであらう、故に今の所謂社會思潮など云ふも、吾人は左程珍らしき者とは感じない、唯だ新舊精粗の別がある許りと思ふ(但し烈公の社會觀は、建國の大精神に基礎を置ける事であるから、穩健中正なるは勿論であつて、而して今の外來思想の單なる、丸呑的請賣的のものとは、其處に相違のある事を知らねばならぬ)然

るに燈臺下暗しの格で、世人が深く自國の事を研究しないから、自家本來の定見と云ふものがなく、心中全くの白紙であるが故に、現代思想とし云へば(建國の本義をも知らずに)唯だ譯も無く新しがつて居るのである、何んと情けなき心細き状態ではないか、以上説く所の如く、民本といひ社會思想といふも、唯だ言葉が新しい丈で、其の大体の實質は(前陳の如く)我在來的思想と、畢竟大した違ひの無い事が分らう、故に吾人は今是等の思想に總名を冠して、單に「民本」と稱したのである、扱て其の證據には、古來我國民を呼んで、大御寶と云ふたのは、誰も知る通りであるが、元來「國の寶」と云ふも、「國の本」と云ふも、皆同じ「民本」の意義なるを知るべきであらう、殊に水戸義公及烈公の如きは、封建時代に於てすら、既に今日の如き(民本的)立憲政治を實行して居たのである

故に此の民本主義なるものは、實は我國体の半面とも云ふべきもので、夫の尊王思想とは、(一体にして表裏兩面の如く)全く不可分の關係のものである事が分らう、故に決して此の二個の思想が、(我國では)別々の者や又矛盾した者ではないのである、然るに若し單に外的思想のみに依つて、之を解釋せんとすれば、或は此の兩思想が、相反する如くに思惟する者もあるであらう、併し是れ我が國体國情を深く知らざるに坐する、根本的大なる間違ひである事が分るのである、されば我國に在つては、民本といふも尊王を離れざる者でなくてはならぬ、又尊王と云ふても、民本を離れざる者でなくてはならぬ、否兩者互に相濟し相資けて、此の國志を擁護し、國運を發展し行く事か云ふ迄もなく(我國体の精髓でえらねばならぬ、然るに若し民本といふも、尊王を忘るゝに至らば

是れ尊王に非ず  
 其の弊を  
 用する者  
 利する者  
 此の弊に  
 なり至る

八  
 是れ外來思想に墮する者で、我日本の眞の民本の意ではない、故に其の弊や、多數横暴所謂至誠の心なき爲めと成り、徒に立憲を看板にし、多數を笠に着て、其の實は彼の専制的暴惡政治を行ふと異なるなきに至る恐れがある、是れ即ち立憲の僞物と稱すべき者で我國の眞の憲法政治の意義とは、全く相反するものである、若し又之に反して、尊王と云ふも夫の民本主義を閑却して専制的の舊案に陥り、動もすれば君主の大權に藉口して、又立憲の眞髓を解せぬならば、其の弊や是れ亦非立憲矢張り至誠に立脚せざる爲め)の暴政に墮して、全然寡頭政治となり、或は軍國偏重となり其の結果矢張り、多數國民の利害を無視するに至る恐れがある、従つて我古來よりの、眞の民本の趣旨とは、其の去離が甚だ遠くなる次第である、是れ尊王に似て、實は眞の尊王に非ず、返つて

尊王を笠に着て、自己の功名慾權勢慾等を逞しうするもので、(時に或は衰龍の袖に隠れて自家の責任を廻避し進退の公明を欠く者も間々ある様也)是等は實に尊王の僞物と云ふべき者である、否返つて如何に尊王思想を傷ける者であるか分らうと思ふ、是に於て以上兩者の、此の如き弊竇に墮する原因を探究して見るに、是れ皆我古來よりの、眞の尊王と眞の民本との、兩者一体主義の本義に、透徹せざる結果である事が分るのである、然らば眞の尊王民本とは、果して如何なる根本義を有するものなりや、其は前にも云ふ通り、本來我國土に即したる、至精至粹なる純日本の思想より出發したる、唯一の至誠主義が、即ち其れである、而して此の至誠主義こそ、全く我眞尊王眞民本、兩思想の出づる大本であり、大原であつて、而かも此の眞情的楔子ありて始めて、此

至誠主義  
 は尊王  
 唯一の  
 本義  
 の楔子也

醇乎醇之  
在者

此の差異  
を我れに

の、兩思想の一致融合を見る事が出来るのである、猶換言すれば、  
純眞至誠の日本の精神(水戸學に據れば此の精神がよく分る)あるも  
のは、言はずして眞尊王となるのである、既に此の眞尊王に自覺  
すれば、又言はずして眞民本に歸着する事は、本來然るべき所以  
の大理由があるからで、开は即ち此の至誠の源泉が濃厚純正であ  
る故である、而して其の濃厚なる所以は、蓋し我國の天佑的本然  
的特長として、君民一体學國一家といふ、一大事實に立脚して居  
るからである、さらば國体の無比なるも、忠孝一本の眞理も、純  
正の武士道も、將た敬神思想も、至誠殉國も其の他種々なる純日  
本的思想抑此至誠の根本義に趣れば、萬國皆共通點に達する理なれ共、ただ此  
なり、即ち日本は日本式に、此至誠が表現し發達し來りたる故に、吾人は此表現  
されたる事實の上より觀て、之を純日本の思想、又は特有固有なご稱して、同じ  
至誠中にも、多少の差異あるを指摘し、以て他國と區別し居る迄の事なり、猶一  
層詳言すれば、多少の祖先崇敬も、忠孝一本も、家族制も武士道も皆右の特有固有

不意の即ち  
非國互に  
各短得失  
長あるを  
あるを指  
るなり

此の政治の  
底を徹  
底せざる  
時始て思  
想の動搖  
なり

と稱するものにして、而して是等の道德的要素が、相倚り相資けて、以て萬世一  
系の國体を護持して來れるなり、故に此等の要素が、萬世一系とは、不可離的關係  
ある大切な者たる事を知らざる可らず、唯た時代の變遷に連れては、此の敬神、  
忠孝、家族、武士道の四要素を骨子として、適度に指導し進歩し行く事は、勿論  
必要事なれ共、一概に之を彼是れ云は、以ての外のことな、  
胎し湧起し來るのである、故に眞の尊王思想は益々皇運の天壤無  
窮なるを致すと同時に、民衆の幸福と發展とを生み來るのは、當  
然の結果である、又眞の民本政治は、民生福利の均霑と増進とを  
來すは云ふに及ばず、返つて此の政治が徹底する爲めに、我が國  
體、國家が益々萬々歳なるを致す所以であるのである、  
既に然るにも拘らず、萬一國民中以上の一大理由と、一大事實と  
を離れて行動し云爲するならば、忽ち前陳の偽尊王と偽民本とに  
墮入して、國体を傷け民利を毀なひ、殆んど暴惡の秕政に苦しま  
ねばならぬのである、果して然らば名は民本政治と云ふも、將た

立憲主義と云ふも、其の實は或一黨一派の壟斷に歸し、民本の實質一も之に伴はずして、國民一般の福利は阻害せられ、國威亦揚らずして、遂に立憲政治に強度の倦怠を來すの結果となる、虞れがある、又尊王前陳の如くなればと稱するも、將た帝國主義と云ふも其の實は一部覇功者流の專權と專斷とに歸し、古來深厚なる列聖の民本的眞意が、下に徹底せざるのみならず、往々國本を輕視し、生産を減退し、遂に民力を疲弊せしむるの結果、不祥にも一部國民中には、全く見當違ひに、我國体を呪咀し、將た社會組織の缺陷を絶叫する、一派の膨れ物が輩出する始末ともなるのである、而して是皆眞尊王眞民本の至誠主義に徹底せざるが爲に此の如き國民思想の紛亂不統一を見る次第であると思ふ、然り他の國民に比すれば、實は一家族の如き我同胞が、爾く輒く渾然融合す

我が國に於ては、  
 變遷の世に於ては、  
 社會の進歩を期すに、  
 勿論、百端の改良を要す。

我々國民は、  
 尊王の眞意を以て、  
 立憲の眞意を以て、  
 國體の眞意を以て、  
 國民の眞意を以て、  
 國家の眞意を以て、  
 社會の眞意を以て、  
 進歩の眞意を以て、  
 改良の眞意を以て、  
 勿論、百端の改良を要す。

べき素質を持ち乍ら、アマテラ無意味にも、思想問題の紛々擾々たるを致す所以の者は、是れ徒に外的思想にのみ氣を取られ（學者階級の歐化主義を以て自己中心の思想をなし、一々彼を以て此を律し去らんす。從て我立國の大本其他をも自然閑却するの弊あり、譬へば往昔漢文隆盛時代の漢學者が無暗に支那を中心中華を崇拜したるに同じ陋見なり）更により深く内在的根本的自覺の域に達せざる結果であるを否定する事は出来まい、何ぞ眞覺一番して其の本來の眞精神に復らざるや、切に同胞諸君の猛省を望む次第である、  
 夫れ「天皇は是れ國の至尊、民衆は是れ國の大本」とは、古今を一貫し萬古に亘つて變せざる、我日本人の信條ではないか、而して本書が名を命じたる由來も、亦此の義に外ならぬ、而かも是れ我西山義公の主義とせられし所の者である、故に尊王民本一致不可分の思想は、（上來屢述の通り）、實に我本來特有の者たると同時に、

彼の個人主義の所底に非ざる

尊王民本は吾人の歸趨なり  
勿論無政府主義の類は如何に不可なり

國家の基礎的中核思想たる事を、最も的確に知り得べきであらう、即ち君民の一体にして、離るべからざる、其の情義の眞摯熱烈なる金石を透し、天地を貫く概ある、皆是より出づるのである、而かも此の至誠至烈なる精神と意氣とは、決して外的のものにては、到底此に至る事の出来ない(肇國以來幾千年外敵の侵畧を受けず萬國無比の國体を有つは唯此精神と意氣のみ理由をも發見するであらう、嗚呼我同胞諸君、諸君は克く此の如き自國本來の眞精神と眞思想とに自覺しなければならぬ、而して、之を以て不可動の主義と爲し又之を以て自己中心の標的と歸趨としなければならぬ、果して能く此の如くならば、何程外來思想の襲來に遇ふも、決して驚くには足らぬ、又畏るゝにも及ばぬ、のみならず却て是等思想の一部純正なるものは、我固有の思想と全く相反する者に非ざ

るを知り、従つて我國体主義の下に、醇化包擁せしむる事も出来る譯で、それで益々、我國基をも安全に擁護し、國運をも無窮に發展せしむることが出来るのである、是れ余が聊か此の小著を刊して、我尊王民本一致主義を提唱し、以て世に問ふに至りし所以の微志である、

大正十年四月中澣

水戸彰考館に於て

雨谷

毅識

行く末もふみな

源烈公

たかへそ秋津島

大和の道そ

かなめなりける

凡例

一、本書は大正九年九月十三日水戸彰考館に於て野生が演述の原稿を本とし之に多少の補訂を加へたる者なれば極めて短篇なる者とす

一、本書は單に過去の記録を列擧して以て足れりとする者に非ず要は水戸學(義公主義)の新義を指摘し聊か思想問題に關する基礎説の一部として之を提供し大方の示教を請はんとするに在り

一、我が義公の尊王方面に關する事實は世間周知の事なれば今之を略す、故に本書は専ら其の民本的方面中の一端を現はすを主眼とせり、而して公が民本の



事蹟固より此に盡きたるには非ず

一、「義公」の稱名は水戸地方通例の事なれば、今唯た之に従へるのみ「烈公」の稱呼亦同じ讀者之を諒せよ

一、本書引用書に唯た原文とのみ書して、別に書名を掲げざる者は「彰考館本」と知るべし、但し撰舉に關する書名は之を掲出し以て出所を明にせり

一、本書の「尊王民本主義」に共鳴されたる人士の寄稿論文は之を卷後に榮載し以て高意に答ふ、且つ重て諸士の熱烈賛同の誠意を「本主義」の爲めに多謝す

大正十年四月中澁

編者識

### 目次

一、國體論の内容	(一)	一
<small>(水戸學主義を概論す)</small>		
二、國體論の内容	(三)	六
<small>(水戸學上の誤解を辨す)</small>		
三、尊王民本論	(二)	一〇
<small>(民本主義の定義)</small>		
四、尊王民本論	(三)	一四
<small>(民本主義の定義)</small>		
五、尊王民本論	(三)	一八
<small>(水戸義公の思想)</small>		
六、尊王民本論	(四)	二四
<small>(水戸義公の思想)</small>		
七、義公の憲政主義	(二)	二八
<small>(其の立憲的思想)</small>		

八、義公の憲政主義 <small>(其の文化的政策)</small>	(三)	三四
九、義公の憲政主義 <small>(其の撰舉投票法)</small>	(三)	三八
十、義公の憲政主義 <small>(其の撰舉投票法)</small>	(四)	四一
十一、義公の憲政主義 <small>(附烈公撰舉法)</small>	(五)	四五

一、思想調査機關を設置せよ	雨谷	毅	五二
二、尊王民本主義の後に	皆川	二郎	六四
三、尊王民本と水戸義公	荒井	庸夫	六九
四、尊王と民本に就て	江幡	寛夫	七二
五、尊王民本主義を讀みて	雨谷	菊夫	八三

# 尊皇民本主義

水戸彰考館事務取扱 雨谷毅述



## (一) 國体論の内容 (上)

(水戸學の眞義を概論す)

水戸學は進歩的國体主義の學說である、元來、云ふ所の國  
 体論の内容を能く調べて見ると、全く尊王主義の思想の渾  
 然一致したるものが其れである、故に此の學說は、し主張した  
 るものを、水戸學主義と稱するのである、其の思想的  
 みを以て解釋せんとすれば、或は二個の矛盾を以て、其の如くに

感ずるものあるやも知れぬが、斷じてそうではない、是處が最も  
二  
大切なる處で、即ち日本と他國との思想の相異は、此の建國の體  
制に於て、彼と異なる君民一体の事實から根底し來るのである、故  
に純日本的思想を以て之を見れば、始めて此の水戸學の眞義を理  
解する事が出来るのである、之を尊王民本主義の學說といふ、唯  
此の點が、我日本に於て國民思想の中核と成り得る學說として、  
穩健中正何れにも偏重せず、我萬世不朽の國體と共に、其の光を  
放つて居る所以であると思ふ、又之を學術的に言つて見れば、純  
日本的思想の大基礎の下に、幾多の思想、文物を咀嚼醇化するを  
以て主義としたる者、是即ち水戸學である、斯くして始めて東西  
思想の扞格もなく、保守に失せず、急進に走らず、中正健實の大  
路を歩む事が出来るのである、唯從來世人が頗る誤解して居て、

如上の水戸學の眞義を知らざる者が多い事は、甚だ遺憾の次第で  
ある、故に斯學の説明を試むる前に、先づ世人が誤解して居る點  
を明かにし、然る後に本題の説明に入らうと思ふ。

元來水戸學と云つても其の時代を以て之を區分して見れば、元祿  
時代(義公)の水戸學と、天保時代(烈公)の水戸學との二期に、便宜上  
分離して見る方が善からうと思ふ、扱て前の水戸學と云つた所で、  
實際は義公之を初め、義公之(水戸學全部の理想は義公一代に  
は勿論實現することは不可能であるが故に其の一部の意味)實行し  
たるものが、即ち眞の水戸學である、故に此の點より云へば、義  
公全部の理想は即ち水戸學であるとも云ひ得るのである、然るに  
此の義公の思想方面に關する全部の研究は、是迄遺憾ながら餘り  
發表されてない様である、勿論傳記的又は斷片的には世間に出て

居るけれども、其の思想學說の全翁を窺ふに足るべき者が顯れて居ないのである、元來義公に關する内面的の研究が缺けて居たからであらう、義公が當時比類無き大學者であつて、且つ圓滿大成されたる思想家で、而して又大人格者であつた事は、早い話が義公の自叙傳とも稱すべき、梅里先生碑文一篇に就て觀ても直ぐ分るではないか、故に吾人の見を以てすれば、此の義公の思想全部を學術化したるものが、即ち水戸學であらねばならぬ、而して天保時代の水戸學は全く之を祖述し、精論されたるに止まるのであると思ふ。

扨然らば世人が之を誤解して居るのは何故であるかと云ふに、其れは後の水戸學(天保時代)中一部の所論と傾向とを見て、而も之が水戸學の全部であると速了し、又之れが其の本旨でもあるかの如

(時務策の一節)  
方今の勢  
萬國皆和  
親交通す  
る世の中  
に神洲の  
み獨り孤  
立するを  
得ず云々

く、推斷したるより起りし結果と思はるゝのである、尤も世人が斯く誤解せし所以の筋道をよく考へて見れば、亦無理ならぬ事もあ  
るけれども、全く其の正肯を外れて居るのには、誠に困つたもの  
である、扨て其の誤解と云ふのは外でもないが、彼の後の水戸學  
で高唱したる尊王攘夷論が、即ちそれである、尤も尊王論だけは  
國体主義より出發したる、主體論とも云ふべきものであるから、  
前の水戸學も、後の水戸學も、終始一貫して變らないのであるが、  
其の攘夷論と稱するものは、全く時局の機宜に應じたる一時的の  
對外政策にして、徹頭徹尾の銷國にてない事は、會澤翁の時務策  
(當時翁が幕府に上りし對外策の意見封事にして、其の眞筆の稿本  
は今予が手中に在り)等に觀ても、明瞭なる事實である、然るに此  
の時の實情、即ち此の論の眞諦秘策を眞に知つた者は全く寡いの

である、其當時東湖翁が、常に『和の一字は封して置け』と戒めた  
る言辭に觀るも其の言外の深意が觀取せらるゝではないか、以下  
少しく是の事情に就て述べて見やう、

## (二) 國体論の内容

(水戸學に關する誤解を辯ず)

抑も此の對外策の眞諦は、當時未曾有の國家の大變局に處し、動  
もすれば國民一般土崩解体の状態に陥らんとする危機あるを看取  
し、水戸學派が猛然として奮起一番、國論士氣を鼓舞振作して、  
強硬なる輿論を作り、上下國民一致して非常の覺悟を爲し、其の  
鞏固なる團結の下に、最も有利なる國交條約を修訂せんとの秘策  
を藏して居たのである、是れが水戸派の腹の底の計策であるので

若し是等内幕の真相を訊けば、此の論の眞意が果して那邊に在り  
しやは、畧ば推知する事が出來やうと思ふ、猶一層詳言して見る  
ならば、究竟の目的は開國に在るが、併し最も有利なる開國を爲  
すには、國家將來の爲め、此の場合は一と先づ大決心の下に、強  
硬なる政策を取つて進む事が、有利なりと思惟したのである、彼  
が驕傲なる恫喝的態度に畏縮し、一も二もなく膝を屈する様な、  
幕府の外交政策は、國家子孫の爲め、甚だ不利であると觀じたの  
である、斯く云へば如何にも無謀にてありしかの如く、看做す者  
があるかも知れぬが、實は會澤でも東湖でも、比較的よく外國を  
研究して居たのである、豊田(天功)が原書に通じて居た事も、其  
の自筆の外國文典あるに徴して分る、殊に會澤が文化年代に書い  
だ、彼の新論中の虜情篇に見ても、其の時代としては、實に驚くべ

き外國に關する知識がありし事が解るではないか、加ふるに當時  
藩中に、専門の蘭學大家青地林宗、鱸重時等が居て、盛んに外國の  
知識を供給して、水戸派の政策に資する所ありし事實に觀ても、  
世人が想像する様な頑陋の見でない事が能く分るではないか、  
體當時外國の事を熱烈に研究し、而して又早速に之を應用して、  
國防に關する準備行爲を、卒先して成し遂げたる事業に於ては、  
恐らく水戸藩が一番であつたらうと思ふ、(水戸藩史料參照)故に今  
猶彰考館文庫中に、當時研鑽に資したる、彼の有名なる獨逸兵書  
(原書の寫本全十二冊)を始めとして、英語蘭語等の外國圖書や、  
其他の譯書類(國防書類)の多數に藏しあるに觀ても、此邊の事情を  
明瞭に推知する事が出來やうと思ふ。

以上の如く水戸派の眞意は、對外策につき實に此の如き經緯あり

しにも拘らず、後來世人が、單に此の表面の一時的政策として發  
現したる、會澤の新論や、東湖の述義中の一部攘夷論を觀て、直  
に水戸學の思想は、排外的なり固陋的なりと速斷したるは、則ち  
一部を見て全体を推し、變則を見て正則を知らず、權道を見て正  
道を諒せざる最も大なる誤解である事が分るのである、且つ水戸  
學が大に急速度を以て、世間に廣まりしは、有名なる尊王攘夷論  
時代の事にして、重に新論や下學選言、館記述義、回天詩史等、  
其の時代に激成せられて生れたる書籍類なりしが故に、世人が此  
の水戸學の部分的方面のみを窺ひ見たる結果、如上の誤解を來し  
たる事は、又已むを得ざる次第である、併しこの誤解に依つて國  
體と共に萬世不磨の眞理を藏する、水戸學の光輝ある學說(帝國憲  
法の精神は、一面我水戸學主義の實現と見らるゝを以て、又慰むる

には足るけれど、近來世に顯はれずして、其の結果爾來段々、國民思想の基礎がぐらつき始め、遂に今日の如き險惡なる思想の狀態に立ち至らしめたるは、獨り水戸學の爲に悲しむのみならず、實に國家の爲め痛惜の至りに堪はざる次第である。

### (三) 尊王民本論

(民本主義の定義)

前述の如く尊王民本両面の思想を備わたるものが、水戸學の眞主義である、而かも其れが渾然一致したるもので、決して離れくゝの者ではない、之を哲理的にいへば、一にして二、二にして一なる者が、即ち其であつて、尊王は民本を俟つて始めて生命があり、民本は尊王を俟つて始めて精神がある、二者實に不可分の關係の

大日本史 天地萬物之神 皆祖神 八咫鏡 又木祖 又土祖 又水祖 又穀祖 又神祖 又人祖 又鳥祖 又蟲祖 又魚祖 又草祖 又木祖 又土祖 又水祖 又穀祖 又神祖 又人祖 又鳥祖 又蟲祖 又魚祖 又草祖

義は君臣 父子兄弟 夫婦長幼 之類 是を以て 禮節 義理 徳行 忠孝 節義 廉恥 貞節 孝悌 忠信 禮節 義理 徳行 忠孝 節義 廉恥 貞節 孝悌 忠信

者である、由來我國の他國と異なる國體を有する所以のものは誰も知る通り、皇室も國民も元同一本(本支の分は儼なれど)のもので、君民一体と云ふ事實に根底して居る事がそれである、是の歴史上の事實は、誰が何といつても、没却する事は出來ぬ、故に君民の軋轢のなき我國の如きは、世界中に其の比を見ないのである、尤も時代によりては、或る種族が其間に介在して、閥を造りし弊はありしが、直接皇室と國民との間には、何等の扞格がなかつたのである、それもこれも皆君民一本と云ふ、眞事實に根抵して居るからである、至情と大義との凝結して成立したる目出度き國體ではないか、是處が即ち世界に比類なき一大特長である、故に水戸學は此の強固無比なる國體を國家組織の大本とし、國民道徳の基調として、而してドコ迄も此の民族精神を一致せし

二二  
めて以て、世界列國の世に立ち其の覇をわらそはんとするの主義  
學說である。我國の世界に對しての強みは唯是丈である。故に我  
民族の取るべき道進むべき道にして且つ其の幸福と發展とを將來  
する所以のものは是の外には斷じてないのである。又君民一体の  
眞理は前にも云ふが如く我國に在ては一にして二、二にして一な  
るものであるのに、この理に通せずして、強ひてこれを二つに分  
離し、其の各一方に偏重して説くのは、(帝大の憲法講義に是の弊  
をみとむ)何れも其の眞を得ざるものである、又頃日何者の痴漢ぞ  
「歴史なき國民は幸福である」など云ふものが出來した。何とも話  
にならぬ事であつて、外來思想の中毒も此に至つて極まれりと申  
すべきではないか、

を試み、豫め其の誤解なきを期せんと思ふ、  
第一此の民本と云ふ事が從來の水戸學には、餘り表面高唱されて、  
居ない様であるから、今遂に此の如き字面を假り來りて、新に此  
の意義を添加したものでないかと、思ふ人もあらんがなれど、  
決して左様な譯ではない、若し左様とすれば、是れ本來の水戸學  
に非ずして、即ち改造されたる水戸學となるのである、改造は今  
俄に吾人の企及する所ではない、故に此の民本と云ふ事は、申す  
迄もなく、本來水戸學に含まれたる、而も其の半面でありし事を  
諒して頂きたい、但從來は其の尤も重大の意義(車の兩輪の如き)  
を含有したる、民本方面の理論及事實が、前に云ふ通り、餘り世  
間に發表されてなかつた迄の事である、ソコで世人は水戸學は單  
純なる尊王論丈であるとのみ、思ひ誤つて居たのである、然るに



能く水戸學の兩面を研究し、又仔細に點檢して見れば、民本立憲的思想ばかりでなく、其の具体的事實が在存して居るのである。是に於て水戸學の國體論は、此の民本思想と、尊王思想と、互に表裏經緯をなして居て夫れで始めて、完備の學説と云ふ事が分明するのである。

### (四) 尊王民本論

(民本主義の定義)

第二は民本の意義の事であるが、元來民本の意は、種々の事に用ゐられて居る、歐米の學者などが、「國の主權は民衆に在るか君主に在るか」など云ふ主權の由つて起る所の民本の意義には非ずして、既に主權に依つて行ふ所の政治の原則は、「民衆を本位」と

せざるべからず』との意味に用ゐたる者が、即ち本論に云ふ所の民本の眞意義なる事を承知して頂きたい、元來主權云々など云ふ事は、既に論じ盡くされた事で、今更でもないのである、又外國はいざ知す、我國に在りては、云ふ迄もなく主權は建國の初めより既定の事實であつて、論ずるにも及ばぬ事である、若し之を云々するものがあれば、其れは建國の本体をも知らざる、將た三千年來の歴史をも否認する、不容易の暴論であると云はねばならぬ、故に水戸學に在つては、此の建國の本体に従ひ、而して、其より出發したる尊王論を經とし、又其れと不可分の民本論を緯とし、所謂君民一体主義の思想の下に、組織されたる學説が、眞しきものである事を承知されるは宜しいのである。

井上(哲)博士の論文要領(國體論史三六五頁)に曰「君主主義と民主主義

義との調和を保てるものにして、其所に我國體の安全は存す、と論述しあり、一見すれば吾人の論旨と相似たる様なれども、唯だ學術的嚴密の意味を以て云へば「民主」の用語、尙る穩當ならずと思料す、且つ君主と民主と調和云々と言へば、恰も國の主權が兩分されて、其の一を君主が持ち、其一を民衆が持て居て而して其の兩方の主權が調和されると云ふ様に受け取られる觀がある、果して然らば我國體の本義に背反する事で、斷じて不可である、但し博士の用ゐし「民主」の意義か、吾人の「民本」の意義と違はぬならば、民主の用語は不穩當にして、前文の如く誤解の虞れあるを以て訂正せられん事を望むのである、(此の一項其の後國體圖史を觀て追記す)

第三は民本主義は、現代の思想とばかり思惟して居る人がある、

然るに吾人が之を水戸學の一要素で、最も重要な半面の要素と爲せしを見て、或は現代思想に迎合したるものには非ずやと、速了する人があるかも知れぬ、併し是又大なる間違ひと云ふものである、一体民本的思想なるものが、單に外來の思想で、我國には殆んど之なきかの様に思料する者が多いけれども、其れは根本的間違ひで、唯た其の用語が違つて居たのみで、實體は皆同じである事を深く反省せねばならぬのである、這是現代人が單に歐米研究の事はかりに氣を取られて更に自家の脚下を顧るの餘裕がないからである、靜思熟慮深く自國の事柄を反省回顧して、我民族性の哲學と、其の史實とを研鑽し來れば、其の眞理を發見し自覺し得るであらう、のみならず手近い處の水戸學に着眼して、多少の研究を積むならば、民本的立憲的思想と事實とを、容易に發見す

るは、敢て難事ではあるまいと思ふ、此の如き我民族特有の至情より出發したる、貴き民本思想にして、決して偏理一片の民本など、同日の論にあらざることを發見するであらう、此の理由ある確信の下に、吾人が尊王の半面たる、我固有の『民本思想』を掲發したるものなるが故に、決して現代に迎合したるには非ずして寧ろ返つて此の思想が外來的專賣物にあらざる事を證明し、以て我國民的枳底と自覺となき、一掃現代人士を警醒せんとする、微意に出でたることを諒して貰ひたい。

### (五) 尊王民本論

(水戸義公の思想)

扱愈民本的方面に關して、之を闡究する順序となつた、熟ら熟ら

古今聖人級偉人級のする所を見るに、大抵思想に於ても、大なる軒輊なきを發見する事が出来る、否此點に於ては、刻せずして東西符節を合せたるが如き感を禁じ得ないのである、特に我水戸義公に於て其感を深ふるのである、今や尊王民本論の内容を説明せんとするに當つても、勢ひ之を創成したる、義公の思想の輪廓丈けにても、描出して見ざれば、單に理論一片にては、能く諒解せざる點があらうと思はるゝが故に、茲に義公思想の大体觀に就て述べて見やう、元來義公は優に一家の史眼を具して居られたる大なる歴史家であると同時に又一方大なる思想家であつた、即ち史學と哲學との兩面を備へたる人である、世人は唯其の大史家でありし事や、大義名分論者、尊王主義者たる事は、諒知して居るけれども、其の大思想家にして、而も憲政主義の人たる事を知り

得ざる様である。是は正に楯の一面を見て、更に其の半面を見ざるの弊を免れまいと思ふ。扱義公か如何なる思想家であつたかと云ふ事は、其の多くを語らずして大略直ぐ分るのである。其れは前にも云ふ通り、義公自ら述べし所の『尊神儒而駁神儒崇佛老而排佛老』の語に依つて、其の大体を了する事が出来るのである。唯だ耶教に言及せざりし一時は、當時該教が幕府の嚴禁でありしが故に、避けたる事と思はる、之に就ても慥に研究の跡ありしは、義公の手録に係る、左の書中に散見しあるに觀ても分る

耶蘇宗書

(西山手録)

- 一、天學初函、靈言蠶句、七 克、天主實義、崎 人、天主實義續篇
- 一、萬物真原、續崎人編、西學凡、況 義、彌撒祭義、同文等指
- 一、辨學遺牘、渾蓋通憲門記、參西水法、閻容較義、明量法義、袁度說

一、簡平儀記、教要略、十 慰、代疑篇、濹平儀記、三山論學記

一、聖記百言、濹罪正記、唐景教碑、交友論、二十五言、合掌論、關勸集

外ニ一、譯蘇有詮序 此書貞亨二丑年小川町船ヨリ載渡ス

一、耶蘇會中同學 黎寧石 費樂德共訂 陽暲語問準

一、常教景物略 此書元祿乙亥ノ春十六番船ヨリ載渡ス

(按耶教に關する義公の批評觀察は別として、兎に角當時、鳴原亂後、一層幕府の大禁となりし、耶教の書籍を、公か竊に當時如何にして手に入れしか……)熱烈に研究せられたる其の一端を窺ふに足るであらふ

併し今是等の各思想に就て、一々義公の觀察に關する細論を試むる事は、他日に譲るとして、兎に角義公が一方に偏せざる、實に博大の思想の所有者であつた事が分るであらう、而して又之に加

神道に於ては、正統神道に集大成を成し、神道に於ては、大日本史に於ては、類史古儀に於ては、萬葉集に於ては、五十年の著書あり

大政返上

將門云々、は反て當時は、誤れ、時、誤れ、想、影、を、得、べし

ふるに古今を貫穿せる精確の史學を以てして、サテ歸納し得たる義公の當時の時代觀は如何(其の宇宙觀、人生觀は今略す)這是其の神道研究、國史研究、古言研究等より、自覺し來れる本來の國體觀に依つて、第一に尊王論となりて顯れたのである、是は誰も知れる通り、將軍政治を否定して、天皇政治を高唱したのであつて、一に建國の本體に復せしめんとしたのである、左の原文に

水戸義公、再び皇家へ政を返し奉り、大統を正す志まし、池田新太郎光政公とは、申合せ玉ひし書狀の往來もあり云々、其後水戸出生の盲人直都の語りしは、黃門様には平親王將門の如きお覺し召し立ちも有之よし、國人申傳ふるといへり、義公の如き明君いかで將門ごとき不臣の事おはしめさるべきや、皇代に引戻し玉はんと、の御志を取り違へて申せしなるべし

吳太伯は、日本の始の祖なりとの説

第二は當時の新知识階級たる漢學者(其代表者林家等)が、吳太伯始祖説などを唱ふる等、(餘り新知识にかぶれると何世も此に類する事がある)殆ど日本の自覺無き學說の甚だ危峻なる傾向あるを察し、後來國民思想の根本を誤らんとするを憂慮し、豫め之に備へんどの用意ありし事は、當時義公が本朝通鑑(吳太伯説)に就て抗議せし事や、林學士が通鑑中に、萬葉集の一部を漢譯する事業の、不可能なる事を誠められし事や、又當時昌平校(幕府の大學校)の新設に當り、各諸侯が争つて漢籍を献納する中に、義公は獨り自ら考訂せし我朝の六國史を納本して、國體を知らしむるの微意を寓したる等、其れから和蘭の渾天儀、地球圖を幕府に献したる時、林家が渾天儀は宜しけれど、地球圖(後年烈公が朝廷に献せし地球儀は此の先例を追ひしなり)は、切支丹に類する恐あればとて

將軍に申して、之れを却下せし抱腹絶倒の事等、幾多の事實に觀ても、當時新知識的勢力を有したる、漢學思想の澎湃たる時流に逆抗し、其の弊所を見ては之を指摘し、敢然として曲らざる態度に出でたるは勿論、より以上の達觀遠識と而して進歩的思想を保持せられたるは、今日より觀ても實に時代を超越したる先覺者たるを知るべきであらう。

### (六) 尊王民本論

(水戸義公の思想)

斯く云へばとて義公は漢學を排斥したのでは勿論ない、否却て大に之を資つたのである、唯之を鵝呑み丸呑みに取るのではない、

能く咀嚼し消化し、要は國体主義に消化せしむるに在るのである彼の朱舜水を師としたる事に依つても略ぼ分るではないか原文に左の一節がある(義公と舜水との關係は拙著朱舜水纂録に詳記す)

異國に有名なる人の長崎へ廻りたるをば、舜水、心越等皆崇敬なされたり、經學を御好みながら、物に滞り玉はず、事に着し玉はず、神儒佛老の學、御好み被成とも用ひらるゝ所は、唯た下の察しのみなり。

(按)下の察しのみなり、の一句、諸君は反覆玩味せられん事を望むのである、此の言葉は至極簡單なれども、是れが即ち民本の眞意に外ならぬのである、幾多の思想學術を研究しても畢竟多數國民生活の上に、没交渉なれば、何等役に立たぬのである、況や此の國情國体に反する事であれば、如何に深遠

緻密なる思想學說(外國では善いかも知れぬ)でも、丸呑丸取にする事は、實に危険至極と云はねばならぬ。

嘗に漢學ばかりではない、義公の和蘭研究は有名なるもので、是に就て一々列擧する時間を有しないけれど、左に二三の重なることを舉げて見やう、例の和蘭譯語、事物譯語の二著は、古記録に徴すれば義公の著とある、其他長崎へ筑間玄述を派して、和蘭研究に従事せしめたる、又義公の洋服と稱する頗る珍物が今現に残つて在る、其の他和蘭産の種馬二匹を始て大能牧へ飼養したる、又異國種と稱する植物、其他の名目が、桃源遺事等に列擧してある、のみならず、百種山と稱する、外國種の植物園を造りし事(外國種の植物園の矯矢か)は有名なる話ではないか、是等の事實に依つて觀るも、其の海外的知識の幼稚なる當時としては、義公が世

界的博識家にして、前記したる地球圖云々の事に併せ觀ても、到底漢學家輩の仁義禮樂にのみ躊躇したる、小なる眼界にあらざる一端を知り待べきであらう、

扨て以上叙述したる如く、義公は最初日本的に眞の大自然を發しソシテ神儒を始め、佛、老、耶教の各思想を究め、終に和蘭を遊して、世界的知識を吸收し、而して皆之を自家藥籠中の物となしたので、所謂國体主義の下に醇化應用したのが即ち其れである、故に義公の國体主義は決して保守的一片の者ではない、全く進歩的國体主義である、即ち尊王民本一致の思想が取りも直さず其れである、然るに世人は之を察せずして、單純なる尊王論者と見做した様である、處が義公が幕府と根本政治主義(皇室中心論)を異にしたのみでなく、前述の如き頗る博大にして進歩的頭腦を有せし

義公の事であるから、其の外に當時政治組織の事に關しても、甚  
たしく見解を異にして居たのである、其れは他の武斷的專制的非  
文化的なるに反して、最も民本的立憲的文化的政治意見を懐抱し  
て居た事である、否既に之を實現して居たのである。

### (七) 義公の憲政主義

(其の立憲的思想)

一休義公は夫の尊王論ですら、堂々として正面より論ずる事は、  
出來ぬ當時の立場で在つた、故に大日本史と云ふ形式に藉りて、  
其の眞意を寓せし程の事である、(此點から觀て日本史は國民の一  
大教科書である)況んや政治の内容に關する、民本的文化的の政治  
方策を論ずる事は、尙更不可能の事であつた、否此の如き進歩し

た政治論を爲した所で、當時の封建萬能の武斷專制家が、理解す  
べきものでは勿論ない、故に義公は唯だ之を書に筆して、是等の  
政治思想を寓せしのみならず、亦之を自家の國政上に實現したの  
が其れである、即ち當時封建組織の圈内に居て、其等とは全く異  
りたる、事實上の立憲政治を行ふて居たのである、但だ辭つて置  
くのは昔時は立憲とは云はぬ、舊式の文字を用ひて、矢張り仁政  
とが、徳政とが唱へて居たのである、而して仁政徳政は道德上よ  
り出發したる善政の名である、而して其實は今日の憲政主義など  
と、些の變りは無いのである、何となれば、二者いづれも民衆を  
本位としたる政治が其れであるからである、然らば世人は直ぐ迷  
斷するであらう、矢張り義公も漢學的舊思想を踏襲したるに過ぎ  
ずと、否左様ではない、勿論漢學思想も這入つて居る、併し單に



漢學的意味丈けの者ならば、何も吾人が殊更に、民本や立憲呼ばはりをするにも當らぬ、一体形ちは封建政治でも、將た立憲政治でも、詮する所其の内容實質が、最も大事の主眼である、而るを況んや、立憲の形式をも踏んで居た事が、最も具體的に分るのである、即ち封建の名の下に立憲の實を行つて居たのは義公である、然るに世には反對に、立憲政治の名の下に、頗る專制の實を發揮して居る政治家がないとも限らぬ、故に吾人は唯だ名のみを囚らはれずして人格、至誠の政治的根柢念の有無より、觀察し檢覈して、其の眞と偽とを判斷する事が、今後は最も必要であると思ふ、元來至誠より出發すれば名こそ違ひ期せずして立憲の實に到達するは東西古今皆同じである、義公は正に至誠的人格の上より發現し來る立憲政治家であるが故に、是處か最も貴重とすべき所

て、後世爲政家其他の宜しく範を取るべき所であらうと思ふ左に簡單なる至誠主義の一例を示して見る

寛文十二年七月廿三日達(水戸へも同達)

一 江戸御屋敷商人御門出入之儀、今度被仰出候儀、左の通り、

覺

- 雁かり 鴨かも 鯛たう 鱈たら 鮭しほ 鱈たら 鯉こい 平鮎ひらな 鯉こい 鰻うなぎ 鮒ふな 鮎な 鮎な 鮎な 豚河とくが

右の品々、商人自今以後、御屋敷(小石川舊水戸邸)の内へ入れ不申筈に御座候に付、書付に致し兩御門(小石川邸表裏門)神田御屋敷(神田別屋敷)御藏屋敷(小梅屋敷)の御門番所へ張紙(揭示)可致候(按)是は勤儉の發令にしても、先づ第一に自家の身を律して、而る後に非ざれば、其の命令か徹底しない道理である、而るに其れが通例形式に終るのは畢竟至誠的權威が欠て居るからである

單に法律命令ばかりて事が治ると思つたら大間違ひである、矢張り政治道徳の大本に顧みることが政治の要諦である、古今の通義である。

扱て義公の民本的政治を詳述せんとすれば、勢ひ其の政治史の全部を語らざるを得ない譯で、中々此の篇の能く悉くす所てはない故に今其の思想の一端を叙し、次に憲政主義の形式に顯れたる、二三を列擧して見やう、(義公の政治觀の大体を知らんと思はば義公命令一篇を熟讀すれば能く分る今は之を畧す)義公は至つて平等的平民的思想の人である、左の一文に觀るも直ぐ分る

此度下官(義公自ら稱す)壽藏の上、自然石を建て、梅里先生墓と彫申度候故、頃日致下書候素より文筆不調法、別て見苦しく候へ共、此趣は從他は難書事に候間、自身先づ下書致候貴殿一覽

候て、思寄の處御座候はば、點削希ふ所なり、是は百々歳に残り、天下の口碑に預り申事に候間、所々無腹藏御申聞け可給候、儒佛の論、此儘指置申度候、定めて足下の氣には入申間敷と存候、後日は沙汰致候て不苦候、其内は成程音密に致候間、親子兄弟へも、深く御慎み候て可給候、頓首、

十三日(元祿四年六月)

西山隱士

吉弘足下

是は前にも述べた、義公の自叙傳とも稱すべき、梅里先生碑文(生前に其の墓石を建つるが故に、之を忌みて世に壽藏の碑と云ふ、文の末尾に音密云々は、其計畫中の事を、親子兄弟へも、當分知らせずにおき度との意)の原稿を史臣吉弘元常に遺りて、其の批評

を頼みし、手翰の全文である。一讀して義公の風彩人格が直ぐ分るではないか、一旦は國君の位にも昇りし程の人にて、斯くの如く殆んど上下の區別をも認むる事が出来ぬ程丁寧である、否臣下を『貴殿』と稱し、『給はるべく』の敬語を、而かも二ヶ處も用いてある、這は實に公が平民的平等的思想の源泉より、流れ來たるものである事が分らう。

### (八) 義公の憲政主義

(其の文化的政策)

又義公が文化政策一部の發露として、初め水戸城下に、普通講演的の機關を設け、以て士民の思想啓導を實現したのである、是は

後には段々其範圍を擴張して、郡部の方へも及ぼしたのであつた此の時の簡單なる張紙(揭示)は左の如くである、

- 一、講の時は巳の初め(今の午前十時)より始むべし
- 一、會席者は座次を論する事勿れ、講罷れば次を以て漸く出で先を争ふて喧擾す可らず
- 一、戲言、笑談、諍論、放肆なるは、一に之を禁ず、聽に倦で睡眠する事、各之を警めよ

又其次の張紙には

- 一、講釋(講談とも云ふ)は巳の上刻に可始事
- 一、講筵(警)前の張紙を云ふの趣相守り、始終猥りケ間敷義、無之様に可仕事
- 一、又者(他所者の意)並に百姓町人たりとも袴着用候はば聽聞不

- 一、出家社人たりとも、好みのものは亦不苦事
- 一、聴衆の着座不順を論せず、各々穩當に可申合候
- 一、聴聞のうち、たばこ不用義は、勿論の事に候へ共、講の前  
後共に火の元に心付くべき事

其れから當時自家の庭園を全く解放した事である、是は事小に似たる様であるが、封建時代而も今より二百五十年前の事としては、頗る珍とすべき者であり、且つ民本主義の現はれとしては逸す可らざる事であらうと思ふ、即ち江戸小石川邸(舊水戸邸)中の後樂園解放か即ち其れである、左の原文の一節を見れば分る、

武州小石川の御屋形内に、後樂園と號し給ふ(中略)其の地廣ふして、年を経るに隨ひて、木立生ひ茂り、岩根苔むし、誠に深山

幽谷の如く見へ候故にや、御池には、水鳥とも自然と住みなれ巢を結び、花を見捨てる習も忘れて、四時共に爰に住む鳥多し、園の入口には、極樂園の三字を額にして掲げ給ふ、西山公、本より寛仁の御器量ゆへ、衆人と樂を同じうし給ふ御心にや、賤しき者(義公の本心には賤しと思はず)にても、御園一見を望み候へば、誰となく御見せ候故、酒肴を携へ來り、御園に遊び候者、年々春夏秋冬に亘りて絶へず、誠に此園を見候者ども、別世界の思ひをなさすと云ふ事なし、されば御園を後樂園と號け給ふ所以は、天下の樂しみに後れて樂しむの御心なりしとぞ

因に此の天下の樂に遅れて樂しむの意は、先づ第一に國民の安寧<sup>きんじやう</sup>を本位とする事が、爲政家の心掛であるとの意味で、是が其の神髓でなくてはならぬ、苟くも此の神髓にあらば、期せずし

て眞の憲政の實が出て來るのである

### (九) 義公の憲政主義

(其の撰舉投票法)

如上の事實は義公の民本的、文化的の一例に過ぎぬ、此種の事例は中々多く、到底列舉する違かない、一体義公一生を通じての事業は、全く文化的事業にあつたので、而も其れか直譯的の文化ではない東西の思想を醇化し陶鑄して、識見ある日本特有の新文化を、既に二百五十年前に創成し、其一部を國政の上に實現された者が、即ち其れである、而して此の點より見れば、水戸學は之を學術的に説きたる迄である、扱今度は直に義公の憲政主義が、形

式に顯はれたる者を舉げて見やう、其れは外でもない、即ち憲政上の最も眼目骨子とする所の、選舉投票の事が其れである、是の事實は餘り世に顯れて居ないから、事の順序として先づ之を話して見やう、即ち原文に(盈筐錄)

史館は彰考館の事

入札は今  
の投票の  
事なり

史館撰修の事、衆議紛紜として、總裁なくしては決し難し、宜しく其の職を置せらるべしと請ふ、『義公』然らば其の人を選ぶべし、學術言行共に、其の任に當らん者を、各入札に附すべし、寡人も入れんと仰せあり、扱て之を開き視るに、君臣共に又左衛門(人見傳)を入れたり、茲に於て又左衛門命せらる、天和三年の事なり、

是が始て彰考館總裁(日本史編輯長)を選舉した事實である、殊に義公自身迄が、史臣等と同様に打交りて、一票を投せられたる事は、

如何に其の態度の奥床しさと、而して清き平等的情調を感せずには居られぬであらう、昨年帝國大學にて、始めて總長の互選法を實施し、現に古在農學博士か、其の第一回の新總長となつた事は、今猶世人の記憶に新なる所であらう、水戸彰考館の總裁互選は之に先たつ事、實に二百五十年前なりとすれば、誰人も先つ一種今昔の感に堪わざる次第ではないか、殊に其れが大義名分を論ずる大日本史編輯室内の出來事とすれば、益々以て面白き對象ではないか、否々是處が尊王民本一致の證據で、義公は實に斯の如き憲政主義の人であつた、此の一事に觀ても、大抵其の餘事を判斷推知する事が出來やうと思ふ、

一体此の選舉の事に關しては、單に如上の總裁互選の事ばかりではなく、且後々々水戸學上實に選す可らざる、頗る特筆すべき新事實(至烈公)がある、而して此の事實は未だ全く世に發表されてないと思ふ、<sup>○</sup>開は吾人が三段選舉法と稱する者であつて、即ち三種の形式を異にしたる選舉法が、逐時に行はれて居たのである、前の總裁選舉は、學者界に屬する事で、或は其の待遇上、殊に自由を貴んだ者であらうと、思ふ人があるかも知れぬ、其れにしても頗る珍事實であるが併し此の三種選舉法に至ては、決して學者間に限られた事ではない、正に官府役人の選舉であつた、茲に擧ぐる事例は、而も警察官吏(昔時は御目附と云ふ、今の警部位に當る御目附同心が巡查に當る)を選舉した事が其れである、而して此の選舉は、右の警部同士の互選ではなく、即ち廣き範圍に於ける諸役人が投票して選舉したのであつた、

## (十) 義公の憲政主義

(其の撰舉投票法)

第一次は先づ無記名投票法である、前の總裁選舉の時も、矢張り此の法を用ひた、

第二次は記名投票法であつた、而も此の記名式に改正されたる理由が、頗る振つたものである、即ち其の原文の儘を示せば、左の如くである、(史館記録に據る)

或時御目附欠跡(缺員の事)に付、入札を御家老始め御役方へ仰せつけられける、追て御意(君公)に、入札は書き出し候名前(候補者)を、見るばかりにもなし、正しき者は正しき人物を入札に致し候へば入札致し候人(選舉人)の心得迄分るものとの仰せなり、

是れが記名法に改正した、理由の一つである、且つ此の文言に依つて察するに、矢張り其の時代でも初めは多少正しからざる、如何敷人物などを、情實に依つて選舉したる、一部の弊害も伴ひし事が分らう、扱てこそ其の弊を防がんとして、此の記名式に改めたものと思はる、

著者按ずるに、現代の選舉は重に無記名式を採用して居る(記名式も間々行れて居るけれ共)、然らば本文に於ける、選舉方式の過程とは全然反比例の現象を示して居る、今の無記名式は、我水府では初めに之を行ひ、早くも之を捨てたものである、果して然らば今の方式(無記)が、進歩したものであるや如何、現代人は何等の考ひも研究もなしに、今の方式が進歩した者の如く、過信して居る者もあらう、(或は又何の考もない人もあらう)

茲が昔の事も又今の事も、先づ能く比較研究して見るのが、賢明なる遣り方であると思ふ、抑も選舉の本質としては、記名式の方が正當であらねばならぬ、何んとなれば立憲政治は、元公開政治で、公明正大、衆人環視の中に、堂々を行ふ底の政治であるが故に、些しでも秘密曖昧の事を許さない、是れが此の政治の本色であるとするれば、是の原則より分派したる、選舉法の色彩も少しの暗き陰影なきを良しとするので、此の點から視て比較的記名式の方が優れるものと思ふ、否、此の方式が立憲主義の本質に叶うて居るのである(水府の無記名を捨て、記名になつたのも、一つは此の意味からであらう)ざるを何を苦しんで、自家の名前を隠して、選舉を行ふ必要やある、イヤ此の理由は誰も知つては居るだらうか……而して猶此の無記名式を遣ら

ざるを得ざる情なき、今日選舉界の醜惡なる實情を、心から痛嘆せずには居られぬのである、誰か早く一大猛憤を發して我邦選舉界積年の大清潔法を斷行し、大病毒を根絶する眞豪傑の士は與らざるや、若し然らずんば、折角實施せる立憲政治も、病膏盲に入り、終に腐敗靡亂の極度に達し、如何なる國手が輩出するも、匙を投げざるを得ざるの時機に逢着せざるや否や、切に經世家、有識家の、深慮を望む次第である

(十一) 義公の憲政主義

(烈公選舉法及附言)

第三次は「口頭選舉法」と稱するものである、此投票法に改めたる理由如何と調査して見れば、成る程前の記名式も、度々實施の結果



は、無記名に比して記名式の方が、立憲主義の投票法に應はしいと云ふ丈けにて、到底理想的選挙法でないを發見した、是に於て種々研究工夫の結果案出したのが、此の「口頭投票法」である、其れが而も理由附と來て居るので、吾輩は之を名けて「口頭理由附投票法」と大部長たらしい名稱を附けたのである、と許りでは諸君には、御分りになり兼ねると思ふから、少しく説明して見やう、(但し斯様なる選挙法が歐米各國にも在るや否や大方諸賢の御教示を乞ふ其れは水府では國君の面前に於て、投票を行つたので、其の時は家老重役を始めとし、諸役人居並び、其處へ一番下役の而も新役から、(席順の下位者)順々に一人宛出席して、直に口頭を以て、自家意中の人(候補者)の名前を申し出ると同時に、其の人(候補者)を選出した理由を、極簡單に申す事が、即ち此の「口頭投票法」である、

而して斯の如く、選出理由迄も、附言する規則なるが故に、吾人は「口頭理由附投票」と名けたのである、即ち之に關する原文の一節を左に示して、参考に供しやう、(史館記録)

又年寄部屋へ被爲入(君公)欠跡(缺員)目論(選舉)ませ見可申とて、奥右筆(輕き役)迄御呼可被遊旨被仰けるを、年寄共は御留め申れど、御承知不被遊、其時年寄申上候は、御右筆は我等手元の物書なり、若し被爲召候ならば、頭取(右筆頭取)にても被爲召候やと申上げれど、御意に、諸役吟味致すは、家老持前の事勿論なれど、諸役人の丁簡振(撰出理由)をも承れば、心得にもなる事なりと、新役順に御右筆迄も壹人づゝ被爲召(選舉場)けり、古役の申したるを、新役のあしきとは、申しにくきものなり、夫ゆへ新役順に呼びたるなりと被仰ける、

諸君何んと振つた投票法ではないか……併し其の當時は、選挙の  
 範圍も比較的狭く、其れに此後改正のなき所より見れば、先づ此  
 の「口頭選挙」が、當時は完全に近き者であつた、但し此の選挙法が、  
 今日果して實行せらるゝや否や、又理想の選挙方式なるや否やは  
 別問題として、兎に角選挙法の改正を三回迄行つて、鋭意改良進  
 歩を計つた、其の憲政に忠實熱心なる誠意は諒して貰つては成  
 るまい、而して是れが遠い昔の封建時代で、而も其れが國體主義  
 を高唱したる我水戸の一角に於て、實施されたる事とすれば、世  
 人は恐らく一種奇蹟の感を感じ得られぬであらう、否々我が水戸  
 學の眞流を尋ねて視れば、其れも其の筈で吾人が前回より屢々論  
 述する通り、●這是誠に尊王思想と同時に民本的思想の源流が  
 あつて、而して此の思想の大本より分派し來り、斯る形式選挙に

成つて現れたのであるから、實は奇蹟でも何んでもない、寧ろ尊  
 王民本主義の學說上當然の歸結であると言はねばならぬ、  
 以上は單に選挙に關する一事例に過ぎぬのであるが、併し之に依  
 つて視るも義公、(及烈公)の憲政主義は、正に其の形式をも踏んで  
 居た事が、明白に證據立てらるゝであらう、扱本篇も一ト先づ此  
 の邊で筆を止める事に爲やう、何れ水戸學の詳細なる組織及内容  
 論に關しては、又世間に同ふ時期もあらうと思ふから、本論は唯  
 た從來世人が誤解の點を指摘し、而して尊王民本兩思想の一致し  
 たる、「眞の水戸學主義」の概論だけを紹介したのである、

附 言

由來水戸學は、日本國民的眞の自覺を高唱する學問で、決して固  
 陋的に非らず至て如上の通り進歩的學說で眞の憲政思想と合致す

るものである、殊に現時の如き國民思想の根底が動搖する大事の  
場合。に於ては最も時代救済の根本的主劑藥として國本培養上最も  
必要の事と思ふ、當路の諸公は勿論一般の國民諸君も、深く此際  
尊王民本主義の隱健清新なる水戸學の興隆に、留意せられん事を  
望む次第である、猶序でに一言し度は、抑々義公の憲政主義の方  
面は本文前陳の如き事も、勿論其の一部であるが、併し其の民本  
的政治としての内容實質中、最も大切に、最も主眼とする所は「經  
濟組織の上より觀たる義公の社會政策」にして即ち「貧富懸隔減少論」  
が其れである、斯く云へば一見極めて舊來の平凡なる論式にも見  
ゆる様だが、矢張り經濟學に、富の分配を成るべく平均にするの  
理論と違ひはない、而して是れが實に深き／＼原理を包含するも  
のであつて、之を政治の實際に當符むる事が古往今來爲政家の最

下文の城  
内は言  
の事は  
當時の政  
府の條に  
評なり

も難局とする所で、一に此の社會政策の徹底するとせざるゝが、  
最大問題である事は、西も東も別に變つた事はないのである、此  
の點に就て義公が如何なる程度の方策を執りしや……偉人の執り  
たる社會政策……一例を擧ぐれば、夫の娛樂機關の如き、義公當  
時は國有であつた、即ち水戸城内の廣場に、隨時大舞臺を出來し  
君公自ら能役者と共に能狂言を演じて、連日(五日間續く)士民に縱  
覽せしめたのである、此時は全くの解放主義で、眞に平等無差別、  
上下嬉々洋々、渾然融合の妙域に入り、恰も一幅天國の圖か展開  
されたる觀があつた、何んと徹底した社會政策ではないか……是  
れ現下及今後とも社會問題の紛糾混亂せんとする傾向あるに觀て、  
識者諸君の最も明哲義公の至誠的此の民本政策の神髓に留意研究  
せられん事を望む次第である、

## ● 早く思想調査機關を設置せよ

(是を以て本卷の結論に換ふ)

雨谷 教

現時の思想界が、今日の如く混亂状態を持續し、段々と悪化し危険化し行く様では、實に識者の深憂に堪わざる次第ではないか、若し此儘に推移し経過し行くなれば、國民道德の根底にも、或は龜裂、(多少龜裂の兆ある様なり)を生じ、又其の歸結として、やがて國家組織の根本にも、動搖危態を告ぐるの時機がこないとも限らず、頗る不安の念に堪わざる次第である、されば國家根本の大計より觀て、政府は勿論一般學者有識者とも、深く思ひを此に致し、審重考慮相共に協力一致して、一日も早く是が徹底的對策(當面と

根本の二策)を講せねばならぬ、惟ふに思想問題は、無形的漫性的の者にして、經濟問題の如く、すぐ眼前に顯れぬから、緊切の注意を拂はぬ様であるが、どうして是が有形の物質以上に、兇惡危険性を包藏して居るもので、社會心理の機微に通ずるものは、慄然として懼れざるを得ないのである、食糧問題其の他の物質問題は、急激性を帯びてる換りに、一時的性質のもので、米穀が少し安くなれば、先づ米騒動も起らぬ様なものだが、思想問題は之と異なり、頗る慢性的永續的のもので、且主義學說として之を尊奉し、國家組織を脅威するは勿論、甚だ敷は是が根本に向つて變革を希望し、革命にもひとしきほどこに思はるゝ學說を、主張し宣傳して憚らざる、現時の状態に在つては、實に寒心すべき至りではないが、然るに世間一部無智の徒輩が、附和共鳴して段々多く

成り行くばかりでなく、却つて知識階級と稱する部類中にも、突  
 飛なる先生等の時好に投せんとして、頗る新奇珍妙なる危論を、  
 一向臆面もなく公衆の面前に、大膽に發表して憚らざる等、實に  
 危険至極の感を深ふせざるを得ないのである。且又、日々に新聞  
 紙上に掲載せらるゝ思想問題に關する事項ばかりでも、段々多く  
 成り行く現象に觀ても、如何に社會思潮裏面の暗流が、變調險惡  
 に傾きつゝあるかを察し得らるゝであらう、況や、新聞紙上に顯  
 れざるヨリ以上の危険なる暗流が、潜行伏在しつゝあるやも測り  
 知れぬ事と思ふ、靜かに社會的思想の前途を想察し來たれば、轉  
 た深愛大息の至に堪わざる次第である。

然るに今日迄之れに就て、積極的何等根本の大方針と、適切なる  
 當面の對策とを確立したるものがない様である、尤も政府の頻り

是等の不可なるものに非ざるも、根本的欠く底を如何せん

に講演會、神祇崇敬、青年會指導等、多少の企畫はあつた様だが、  
 併し是等の施設丈けでは、現代思潮の滔々たる逆流に向つては、  
 何程の影響を與へ得らるべきか。如何に最負目に見るも、甚だ效  
 能の如何を嘆せざるを得ないと思ふ、但政府方針の一端として、  
 著しく眼に着くのは、思想取締に關する方面であるか。警察や司  
 法に屬する事は、萬已むを得ざるに出づる、外科的の仕事にして、  
 思想其の者の性質が内科的のものなるが故に、此處が餘程考慮を  
 要する問題であつて、寧ろ外科的療法よりは、内科的療法に重き  
 を置かねばならぬ、即ち思想に對するには思想を以てせよとは、  
 矢張り眞理である、然るに兎角政治家は、政策に重きを置く癖があ  
 りて、思想の根本問題に關する事を、等閑視する傾きがある、故  
 に此の事は誰も知て居る様だが、併し未だに前述の如く、思想善

導の根本的方針と其の對策との實現を見ない事に依つて観るも、政府及び識者階級とも、眞に此の思想問題の、實に國家の根本的大問題であると云ふ事を、他の經濟問題等に比し、左程喫緊に諒解して居ないのであるかと思はるのである、何んとなれば、今日各種の調査機關が設置さるゝ場合に、獨り思想問題に關する、調査會の設置を見ざるに徴しても、官民共に此問題を輕視して居るやの感が起るのである、先般後藤男爵は産業大調査機關の設置を提唱したとか、是れも國力培養の上から見て、最も急務であらう、併し思想問題に關する調査機關は、國民思想の基礎に關する所謂國基培養の上から見て、國家當面の爲め將た永遠の爲め、最必要の事と思ふ、云ふ迄もなく今日の如く、國家組織の根本を破壊せらるゝの恐れある、所謂危険の時代に在つては、何事を措い

ても先づ第一番に、官民共に憂を同じふして、一面之を善導し、一面之を防遏する良方を講究せねばならぬ、一体斯の如き國礎に關する大問題を、政府者獨りの心配のみにては、決して萬全なる策とは思はれぬのである。

故に此際各方面の有識階級を網羅し、思想問題に關する一大調査機關を特設する事が、第一の必要と思ふのである、然る後衆智を集めて、精査究討したならば、根本的の最良法を見出す事が出來ようと思ふ、果して然らば、一面國家組織の基礎を永遠に固め、一面刻下社會民心の危懼を安定して、其向ふ所を誤らざらしめ、而して不測の禍機を未然に防く事が出來やうと思ふ。

一体此の社會的暗流の程度趨勢は表面の事は兎に角、裏面の實相は中々政府者の知り得る事六ヶ敷と思ふ、今一端の例を擧て

見れば、譬へば青年學生の思想状態にしても、中々文教當局者及世人の樂觀的に想像して居るよりは餘程、發達變化して居る事實を蓋し御存じあるまいと思ふ、故に學校騷動の頻發するは勿論、其の性質頗る惡化し來た様である、獨り學校ばかりではない、其の他亦然りて、到る處思想戰の尖端が見ゆるもあり、又溫醸されつゝある様でもある、故に最も能く社會人心裏面の機微に透徹せざれば、其の施設對策が緊肯に當らず、適切を欲く憾みがないとも云へぬのである、故に思想問題の局に當る者は勿論、民間の有志も亦此處に留意して、一日も早く此の調査會を實現したいと思ふのである。

舊多政友會の思想調査部に於て、大學の某大家を聘し、思想に關する講演を聴取した由であるが、其の席上の講演筆記の要領が、

當時の新聞紙上に掲載されてあるのを見たのに、某博士は先づ露獨の革命事情より、現時其思想變化の幾態を論じ、猶英佛米等の現下思想の趨勢傾向を論述し、扱我國は如何にと云ふに、古來より國体主義仁政主義であつたから、格別の影響は無からんと結論せられた様に見受た、是果して今日我社會人心の實相實勢を執らへ得たる觀察であらうか、吾人は此の如き樂觀論者ではなく、最も悲觀論を抱く一人である、誰しも國家の不祥を豫想するは好まじき事ではないが、國体があり仁政主義であつたから、國家の基礎は安然なりと斷する事は出來ない、若し從來國体觀念が、國民一般に深く徹底しあれば、元來過激思想などが襲來しても、今日左程の動搖危險を感じる事は之なき筈である、故に現下の國情、即ち國民心理の暗流、換言すれば何等か新組織を要望して已まざ

らんとする、社會人心の機微趨勢に、深く看取透徹せば、吾人は悲觀せざらんと欲するも得ざる次第である、是等は苟くも現下人心の裏面を一瞥すれば、其の一端でさへも看取するに困難では無からう、然るに斯の如く一部學者の社會實情に、疎き觀察も亦嘆ずべきではないか。

敬神は國  
基培の  
第一義  
に可な  
れば、  
共、唯  
共、唯  
參拜以  
の意義  
發揮せ  
望む

又神社崇敬等の現象を看て、國民思想の根底には、未だ何等かのたのもしき、基本的觀念の潜在にあるを、頗る恐悅して居る者があるけれども、思ふに日本の國民は、斯の如き潜在性は、誰も保有して居るとしても、是とて平素より何等か、緊密なる具体的方案に依りて、之を中心より理解し諒解し、而して一面最高の道義感情迄をも、養成し置かなかつたならば、彼の單純なる神社參拜（且つ今後の神官の養成を~~重~~むや蓋し切實なり）等にては、滔々たる

る新思想の逆流的大勢を、防遏することは不可能であらう。

次に一種の論者あり、思想問題は要するに生活問題に外ならないから經濟上の問題を解決して、社會的政策を適宜に安排施行せば格別の事無からんと樂觀するものがある、然り社會政策が徹底する程度に達すれば、餘程緩和の實績を擧ぐるを得るのは勿論であるが、現時の微溫的政策にては、是れ亦到底人心を既倒に回す事は、甚た以て覺束なき次第ではないか、且今日の社會主義者と稱するものは、近代新學說として「マルクス」等を只管尊信して措かざる者であつて、方今の國家組織を根底より、變革赤化せざれば已まざらんとする底の根本理想を保持するものであるらしく、單なる當面の衣食問題の解決のみにて、満足する者に非ざる事は、瞭然として明かである、勿論經濟問題を離れたる者には非ざれども



兎に角方今唱ふる所の社會政策等にては、中々以て社會の人心を  
 新すし、徹底の域に達するは至難と思ふ、一例を擧げて之を言へ  
 ば、彼等は定めし思ふであらう、「未だ普通選舉ですら實行されざ  
 る現今の有様ではないか」どの、冷やかなる笑を洩らすではないか、  
 彼等の反政府熱の日に益々昂潮して、猛烈なる社會的運動となる  
 も、略推知せらるゝではないか、故に吾人は方今の社會主義者の  
 運動は、唯單純なる衣食問題のみに非ずして、其の由來する所は  
 深き學說的根據を有する者なるを知るのである、最も初めは勞銀  
 問題等の、經濟問題より出發せる者なれども、漸次變遷するに従  
 つて、其の運動が政治化し來る事は、推察するに難からざる所で  
 ある、是最も深き考慮を之に拂はざる可からざる所以である、從  
 つて中々容易の手段では六ヶしかるべく、而して單に警察司法等  
 の外科的療法、即ち取締方面の峻嚴のみにて、此の赤化的思想を

根本的に鎮火する事は、是れ亦不可能ならんと思料するのである、  
 切に政府及び識者の熟考を望む次第である。(此論本年一月一日發表再録)

「烈公の社會觀に云」上の人はつとめて民の爲めになる様に  
 寝ても覺ても心を用ひ、民は國政の指支に不相成様に、上下互  
 に持合てこそ國は能く治まるなれ、其中に奸臣出て、奢侈に長  
 し、定めめの收納にて不足し、用金等を申付、勝手の爲めに費ひつづ  
 しなごすれば、民も上を怨む様にはなるなり、總ての事農民商民(工  
 民亦同じ)の爲めに相成る様に云ふ所を本として、世話する  
 時は、出來る程の事は出來るものなり、農民商民の爲めに成る時  
 は其の國も榮ふるものなり、今、上たる人、商人同様、利を争ふ様に  
 ては、政事は立たざるものなり、  
 七たる人  
 さは在上  
 の役人を  
 云ふなり

兎に角方今唱ふる所の社會政策等にては、中々以て社會の人心を  
 新し、徹底の域に達するは至難と思ふ、一例を擧げて之を言へ  
 ば、彼等は定めし思ふであらう、「未だ普通選舉ですら實行されざ  
 る現今の有様ではないか」の、冷やかなる笑を洩らすではないか、  
 彼等の反政府熱の日に益々昂潮して、猛烈なる社會的運動となる  
 も、略推知せらるゝではないか、故に吾人は方今の社會主義者の  
 運動は、唯單純なる衣食問題のみに非ずして、其の由來する所は  
 深き學說的根據を有する者なるを知るのである、最も初めは勞銀  
 問題等の、經濟問題より出發せる者なれども、漸次變遷するに従  
 つて、其の運動が政治化し來る事は、推察するに難からざる所で  
 ある、是最も深き考慮を之に拂はざる可からざる所以である、從  
 つて中々容易の手段では六ヶしかるべく、而して單に警察司法等  
 の外科的療法、即ち取締方面の峻嚴のみにて、此の赤化的思想を

根本的に鎮火する事は、是れ亦不可能ならんと思料するのである、  
 切に政府及び識者の熟考を望む次第である。(此論本年一月一日發表再録)

「烈公の社會觀に云」上の人はつとめて民の爲めになる様に

寢ても覺ても心を用ひ、民は國政の指支に不相成様に、上下互  
 に持合てこそ國は能く治まるなれ、其中に奸臣出て、奢侈に長  
 し、定めぬの收納にて不足し、用金等を申付、勝手の爲めに費ひつづ  
 しなごすれば、民も上を怨む様にはなるなり、總ての事農民商民(工  
 民亦同じ)の爲めに相成る様に云ふ所を本として、世話する  
 時は、出來る程の事は出來るものなり、農民商民の爲めに成る時  
 は、其の國も榮ふるものなり、今、上たる人、商人、同様に、利を争ふ様に  
 ては、政事は立たざるものなり、

もたる人  
 とは在上  
 の役人を  
 云ふなり



是れ果して何の兆ぞや

學者の謬を眞に嘆すべし

禽獸への道途を教へる様な事を得意になつて述べる者もある、尤も中には反動的に、高天ヶ原式や、お筆先流の者も出たが、何事にも理解を先きにする現代人には、一笑に付せらるゝのは餘儀ない次第である、それ故君と會する毎に、思想界の混亂を嘆息して共に其歸正を計る爲め、昨年通俗的と研究的と、兩方の國體解説を作らうと企てたが、他用の爲め果さずに居ると、本年頭の新紙上に、君は十餘日に亘り、水戸學の眞髓が、尊王、民本主義なることを、史實に據つて述べられた、其の堂々たる論旨は、紛々たる言論界に、三軍叱咤の聲を聞くの思ひがして、歡喜に堪わなかつた、夫れは君の所思の梗概に、過ぎぬけれども、君の志の存する所を知ることが出来る、

是れ攘夷水戸學といへば動もすれば、近代史上の水戸が、世間から觀て、

論の誤解より來る

刺針多く偏狭なる學說の様に認めらるゝが、此論に因て夫れは誤謬である、水戸學とは國體學を主體とし、所謂新思想の善良純正のものは、之を包含して居る所の思想を根底とし、我國民の總てが知らねばならぬ基礎的學問といふことが了解されるのである。今日の我國の思想の傾向を察すると、昨年頃まで無暗に新奇を追ふた、所謂新思想も、成金羨望者も、正義人道一枚看板の米國が、盛に海陸軍を擴張する、庶民の安樂境を現出する筈の露國が、極端なる専制を行ふ、國內では成金が没落するといふ、實況を見せ付けられる一方、新人「バアトランド、ラッセル」が、物質的慾望より精神的要求を高唱し、佛の哲人「ボオルリシャル」が、我が日本の國體を嘆美する聲等が耳に入り、漸く本に反るの心が動き初め、黄金崇拜の愚を覺つて、どうしても我々は偉大崇高の國體なる我

未だ外人の指導に安んずる心が出ない情けなしい眞の國民

的自覺の  
眼光見ゆ

此の切芽  
を助長するに  
は國民の思想  
を指導する者  
の責任なる

國礎に依據して、國運の大發展を計り、國家に連れて自己の進暢  
を遂げやうとの氣運が、動き出したことを觀取し得るのである。  
然れども、其の萌芽は極めて小さく、又僅かであるから、此の尊王  
民本論の如きは、思想善化の機運を促進するに必須である。國體  
に對して正しき理解と堅き信念とを有せぬ國民は浮萍のやうであ  
る。上スベリの民力涵養と、思想善導とが騒いでも、夫れは膏  
藥貼りか、附焼刃に過ぎぬから、一風一雨の爲めに其用を失し、  
時として返て面白くなき事象もあらう。國聖義公の垂示に依る  
國體學を経とし、公の性格を緯とし、之を現代色に捺染したる此  
の著は、實に古今内外に通じて悖らざる眞義を宣明した者である  
から、思想界混沌の際に於ける國民の羅針盤といふべき權威ある、  
所論である書成るの御話を聞き、喜びの餘り一言を述べた次第である

### ●尊王民本と水戸義公

(温故知新、本書の功大なり)

荒 井 庸 夫

大道に新  
奇なし

温故知新、語平にして義極めて深し、言語文字は思想を表し、行  
動を記するの要具なりと雖も、言文の及ぶ所自ら限度あり、雄文  
宏辭も僅に一斑を寫すに留まり、其の全豹に至つては、之を語句  
の外に索めざる可らず、惟ふに人倫の大道は、古今に通じ、中外  
に亘り一貫して存し、新なく故なく、陳なく奇なし、されば斯道  
を體得せる、中外賢哲の言動が、千紫萬紅其趣を異にするに拘ら  
ず、一貫の大道を發揮するに於て、其軌を一にする所以を明かに  
するは、是れ温故知新の妙諦にして、眼光紙背に徹するの人のあ

らずんば、竟に茲に到る能はざるなり。

鳥の阿部  
野村胡堂

近時思想界の動搖は、停止する所を知らざるの概あり、吾人を以て之を観るに、或は漫に新を外國に求め、朝夕其説を異にして怪ます、或は舊來の偏見を墨守し、徒に他を排斥して移ることを知らず、文を見て書を讀まず、言を聞いて意を解せず、互に相誇り相言り、以て自ら高しとす、是れ豈に道を明にせんとして、却て之を晦ますものにあらずや、其著を讀みて其意を知らず、其著を讀まずして其論を誹る者、畢竟與に道を談するに足らざるのみ。畏友雨谷君時勢に慨する所あり、多年心血を傾注せる、「義公研究」の一端を取りて、本書を著し、題して「尊王民本主義」といふ、受けて之を讀むに、未だ嘗て世に知られざりし、義公の立憲的思想行動を叙し、其根底の尊王の大義に基く所以を論じて遺憾なし、三

雨谷の  
一義公の  
究一然一  
大なる成  
此の著者  
餘にのみ  
緒

我國の深  
患に外  
にあら  
しむる  
内路的  
當路者  
可察者  
る可  
く察  
る可  
く察  
る可

百年前此人ありて、既に此事を行ふ、大正の立憲國民、願みて自ら愧る所無きを得んや、惟ふに我國今日の患は、外にあらずして内にあり、外來思想の多種多様なる、敢て懼るゝを要せず、人心浮動して適從する所を知らざる、是眞に憂ふべし、君が此著、我思想界を振肅し、人をして其嚮ふ所を知らしめん、其効豈に當に現代を濟ふのみに留まらんや、温故知新、好適例を本書に於て見るを得たるは、吾人の欣懐措く能はざる所なり。

「烈公の社會觀に云」婦人にて心ある者は、流行の眞以はせまじ

く、男子にても常人なるは、髮形其の外まで眞以る者なり、別けて男子は髮形にて其の心まで知れるなり、慎むべき事也、形直ければ影直しといへり直に立たる人の形は、影も亦直なり、頭髮の流行をまねる人は、心のいやしき迄見ゆる者なり、

## ● 尊王と民本に就て

(我は我たるか故に尊し)

江 幡 寛 夫

(一)

近時社會主義者に對する政府の取締は、峻嚴の度を越して、寧ろ壓迫に近き程度の者にはあらざるが如何、由來壓迫は百年の計は愚か、二年三年の前途も思はないその場のがれの窮策である、何となれば、人の頭は反撥的に働く、而も壓迫が強ければ強い程、<sup>度</sup>重なれば重なる程、それに比例して反撥力が増して行くからである、諸君、若し諸君の頭上を掌で以て壓迫するものがあつたと假定して見給へ、諸君は無意識的に腕を振上げてその掌を振ひのけ

るであらう、壓迫を受ければ無意識的にむら／＼と反抗的氣分を起すのが一般民衆の心理であると思ふ、先般來幾多社會主義者取締事件等を、輕々に見のがすことが出来ぬと思ふのは、門ちその無意識的反動を憂ふるからである

(二)

併し彼の社會主義者の抱ける思想にかぎらず、すべての思想に於て、之は國家のためにならぬ思想である、と認めたらば、勿論之れをその儘に放任して置くのは危険である、と云つて、事苟くも思想上に關する以上、サーバルの命令などで治まるものではない、最も健全にして最も確實なるものは、危険思想の懷抱者を成るべく、除外して了ふにあるらしく思はれるが、<sup>やばりそれ</sup>皮相の見たるを免れぬのである、<sup>あゝ世に主義の短見者流ほど國</sup>

家を害するものはない、然らば危険思想の處置は如何、答は簡に  
 して明、たい善導するにあるのみ、健全なる思想を以て不健全な  
 る思想を導き、その反省猛省を促すのである、然らば我國に於て  
 最も健全且つ至當、且つ我々國民の遵守すべき思想とは何か、夫  
 れは即ち尊王民本主義である

## (三)

一体人間はその容貌の十人十色なるが如く、その性情も十人十  
 色である、その個々別々の性狀を基礎として善導し、之を長所化  
 することに努力する時、そこに各人個々の人格が發揮され大成さ  
 れる而してそれは、各人にとつて最も幸福なのである、茲に甲な  
 る人があるとする、その性狀陰鬱にして談笑を好まないけれども、  
 思索的にして物を見れば徹底的に觀察する傾きがあるとする、然

らば彼は華やかなる活氣ある商店の生活をとり前に、先づ地味な  
 る書齋の生活をとりべきであらう、又一人乙なる人があつて、そ  
 の性狀全く甲に反對し、毫も思索的頭腦はないが、その代りよく  
 人と語りよく人を笑はせる傾きあるとすれば、乙は先づ商店の人  
 となるべきであらう、畢竟甲はかゝる性狀を有し乙はかゝる性狀  
 を有するが故に、その性狀を長所として善導し、かゝる人間とな  
 るべきである、若し甲が乙の生活をとり、乙が甲の生活をどつた  
 ならば、十中の八九は失敗に歸したであらう、よし又成功したに  
 しても小成に終つたであらう、之に於てか、私は一つの結論を下  
 すのである

彼はあくまでも彼たるべし、我はあくまでも我たるべし、我は  
 我たるが故に尊いのである



以上は單に個人に就て述べたのであるが、同時に又國家に就て述べた事になるのである、即ち國家は其地形の異なるが如く、その國体國情を異にせねばならぬ、最近露西亞に於て帝政が倒れて、皇帝は人民に射殺された、かゝる例は西洋史上には珍らしくない、それはまた、それで宜しい、即ち露國は露國たるが故に彼の如くなるべく、英米佛は英米佛たるが故に彼の如くなるべきである、而して我國は我國たるが故に此の如くなるべきである、此の如くなりとは換言すれば尊王民本主義である。

(四)

一体地球上如何なる國に於ても先づ人民があつて而る後に君主なるものが出來たのであるが獨り我が國のみは之と違ふ、由來我國の我國たる所以はそこにあるのである、即ち我國は畏れ多くも

忠孝一理は本  
此の眞理は  
此の眞理は  
實より大事に  
來る

皇室が段々に末廣的に擴がつて茲に現今見るが如き大日本國となつたのである、換言すれば我國は、實に大なる一つの家に外ならぬ、然り我々七千萬は實に同胞である、而して七千萬同胞を收容する家に於て、慈父且慈母たるものは實に我が皇室である。

由來父母の子に對する愛情は、實に純の純なるものである、彼れはその何の故なるかを知らずして愛するのである、不害打算的に愛するのではない、理由附きに愛するのではない、たい情として忍びざるが故に愛するのである故に親の子に對する注意はあくまで行届いて居る、痒い處に手が届くとは實に親の子に對する至情を述べた者ではないか、かるが故に子は總てを親に委せて安心して親の膝下に眠る事が出來るのである、而して子が父母を慕ひ、父母に孝養を盡すのも、孝行しようと思つて孝行するのではない、

他からお前は孝行せよ、と言はれて孝行するのではない、たい情として忍びざるが故に孝行するのである、併し、親を思ふ心に勝る親心で、如何に孝行しても夫れは親の子を思ふ情には及ばないのである、故に我々は如何に孝行しても之でもう充分だと云ふことは出来ないのである

(五)

そこで諸君、諸君は既に私の言はんと欲する處を略推察されたと思ふのである、畏れ多くも我皇室は實にこの忍びざるの心を以て我々七千萬同胞を保護し給はんとするのである、故に、皇室の吾々人民に對する態度は一視同仁である、富者たる者と貧者たる者に論なく、華族たる者と平民たるとに關せず、苟も日本國民と云ふ肩書を有する以上、皇室は均しく慈愛の眼を注ぎ給ふのである、故

世に赤子に如く  
親に玉愛に如く  
親に玉愛に如く  
親に玉愛に如く  
親に玉愛に如く

民本政治の  
徹底的に  
徹底的に  
徹底的に  
徹底的に

に皇室の行はんとせらるゝ政治は民本政治である、茲で一寸注意せねばならぬ事は、この民本政治の定義に就いては學者間に色々解釋のあることである、今私の所謂民本政治とは、主權云々を論じない「民衆のためにする政治」の謂で、人民にヨリ大なる幸福安寧を與へる、即ち個人個人を安心して日々の業務に樂まむる、個人の不平等を出来るだけ少くすることである、かくの如き民本政治は畏れ多くも我が皇室歴代の御心である、而して皇室の之を思はるゝ所以は、實に忍びざるの情より發する、あゝ實に、皇室は我々七千萬同胞の慈父であり、慈母である、於之乎我々七千萬が孝子の立場となるのは情として忍びざるが爲である、之れ即ち尊王である、過去に於て、尊王民本は我國體であつた、將來に於ても苟しくも地球の存在する限り、我々はあくまで尊王民本であらね

ばならぬ、下の上に對する時之を尊王と云ひ、上の下に對する時之を民本と云ふ、尊王民本言葉は二にして、その實同一である、尊王即ち民本であり、民本即ち尊王である。

## (六)

今や世界を擧げて改造の氣運盛なる時、吾國に於ても勿論改造すべきことが澤山ある、マルクスの説を研究するも可し、クロボトキンの主張に傾倒するも可し、又レニンの政治を觀察するも可し、彼等の中には大いに参考とすべきものあるからである、我等はあく迄も彼等を咀嚼し消化して皆自家藥籠中のものとし、それを應用して以て我が改造を完備せなければならぬ、併し究竟の目的は尊王民本にあることを忘れてはならぬ、之に就て、義公の謂れた言葉がある、嘗て義公が壽藏を造られ、自ら其の碑文を作つ

て曰る、には、尊神儒而駁神儒、崇佛老而排佛老、と斯う曰れた、その意味は地球上如何なる思想でも毛ぎらひかく研究し、とるべきものがあつたら之を遠慮なくとる民の安寧幸福の爲めとならば、我國固有の思想たると外來思想たるとを問はず、如何なる思想もとり入れる、而して國民の爲にならぬとならば、如何なる思想であつても之を排する、つまり、尊王民本なる基礎觀念の上に立つて、あらゆる方面の思想をとり入れて民治に盡力すると云ふ意味であると思ふ、而して義公は單に口に云ふばかりではなく實に手に實行したのである於之乎、吾人は叫んで止まない、日本は日本流に改造すべし、即ち尊王民本的基礎觀念の上に立つて、東西思想の全部を咀嚼し消化して我藥籠中のものとなし、それを應用して改造の完備をなすべしと。

明快なり  
説き得て

然らば所謂危険思想決して危険思想でない、たゞ基礎觀念を缺く者が抱く時に危殆極まるものとなる惧があるのみである。

八二

(七)

あゝ見上ぐれば雲表に聳ゆる一の芙蓉、見ろ下せば湛々たる琵琶の湖、この琵琶や芙蓉や、太古の遠き昔より今に至つて變らず、而してこの山紫水明の地に於て我ら大和民族の中心となつて、悠々數千年の歴史上、連綿として絶えず、而も我ら七千萬同胞の慈父たり慈母たる我皇室は如何に尊く親しくあることよ。

我らは、すべてのものを忘れることが出来る、すべてのものを打破ることが出来る、金閥内閣倒すべし、横暴資本家伐つべし、併し我らは、如何なる時、如何なる場所にあつても、彼の芙蓉と琵琶と而して我皇室と同胞とを忘れることは決して出来ない。

### ●尊王民本主義を讀みて

(吾人の中心思想は水戸義公主義なり)

雨 谷 菊 夫

我大日本帝國が上下幾千年の歴史を通じ、萬世一系の皇統連綿として、到底外國の追隨を許さざる所以のものは、その意義素より複雑なれども、要するに代々の天皇が、常に國民を思ひ給ふと同時に、國民も亦忠勇にして、よく此の皇意に對へ、上下心を一にして國運の發展を圖りたる、盛衰に歸着せざるはなし、然らば何が故にその關係斯くの如く親近にして、恰も家父の一家を思ふが如く、又家族の家父を敬ふが如く、皇室より云へば國民の爲めに、國民よりすれば皇室國家の爲めに、斯く努力するやと云ふに、是

八三

實に我國が他と異なる國体を有し、所謂義は則ち君臣にして、情は則ち父子の如きに基けり、惟ふに我肇國の初めより、皇室はもと我民族の正系本原にましまし、而して其の支裔庶流たる國民を率ゐて、我國を進歩せしめられたるものなるが故に、皇室と我國民との關係は、實に本支一体にして、恰かも父子に均しき至情ありとは、此處に本づく事なるを知るべし、故に歴代の天皇が、皆國民を基調として、政治を行はせられしは、決して偶然に非らず、而して是等の事實は、悉く歴史上の記録に徴して、明白疑ひを容ざる所なり、即ち代々の天皇殊に上古及び王政時代に於ては、天皇自ら親しく政を執られし故に、最も痛切なるものあり、崇神、垂仁、仁徳以下の諸帝は勿論就中仁徳帝の如きは、國民の爲めに、我身をさへ忘れ給ひし事、まことに親子の情の如きは、誰れも知

る所に非ずや(近くは明治大帝の如き亦然り)此の事實は現代的の語を假りて云へば、民本的政治の原則を行はれたるものにして、國民も亦皆是に歸服信頼し居りしを以て、我國が獨得の民本政治を上より施行せられたる確證なりとすべし、皇室がかくの如く國民を思はるゝと同時に、人民は此の大本家に向つて之を敬慕し、又よく輔弼の誠を盡せり、道鏡に對する和氣清麿公の如き、北條足利に對する楠公父子の如き、實に我國民が皇室に報いんとする、純眞の發露に非らざるはなし、故に尊王なる語は國民の皇室に對する思想にして、皇室を思ふの念は、全く先天的なると同時に、絶對的なりとするも不可なりとせず、即ち前述の兩者(皇室と國民)の關係は、我國体が金甌無缺を誇り得る所以の最大理由なりとす此の如く吾國の民本政治は、外國の如く民衆が、其の選舉せる首

長に向つて、殆んど強制的に求むるものに非ずして、返つて朝廷より下國民に向つて、發現したる性質のものにして、國民も亦之に感謝し親和して、報國共存の一念よりして、之を守らざるべからずと感ずるものにして、此の点に於て、我國は尊王民本が最も、完全に調和し一致するなり、故に尊王民本何れか、偏重缺損せることあらば、其の時こそ國民思想が變調龜裂を示す危機にして我萬古不易の國體は動搖し、従つて人心不安定に陥るべきは明白の理也故に吾人が尊王民本を高唱するは、實に我建國の本体と、國民性の至情とに照らし、必然的宿命的又共存的のものにして、絶對明白なる一大真理に立脚したるを知るべし、願ふに鎌倉幕府以來、我國政權の武家にうつること、實に六百八十餘年の久しきに亘り、而して是等は概ね武斷にして、專制政治を行ひ、眼中又

民本思想なく、即ち民生民利を重要なりと思はず、而かもその年月久しきを以て、此の政治は多數國民の腦裏にしみ込み、遂に幕府あるを知つて、朝廷あるを知らざるに至れり、此の時に當り、大に大義名分を明にし、我國は本來天皇親政たらざる可らざる理由を高唱して、當時及び後世の國民に、尊王民本の警鐘を響かしたる大偉人は誰ぞや、そは我水戸義公を措きて他に之なかるべし、義公が大日本史を著はし、明治維新の原動力となりたることは、世間周知の事實にして、今更喋々するを要せず、故に公が至誠より出發したる、一大尊王論を主張して居られし事は、日月の如く明白にして、一點の疑ひを容れずと雖も、而も義公が熱烈なる國体主義者なると同時に、又熱烈なる民本政治家なりし事を知らざる可らず、否此両思想一致の眞の体现者なりし事

を、一層深く知らざる可らざるなり、

凡そ何事にても至誠無くんば事成らず、眞に義公は國家に對する誠心ありて、夫の大日本の自覺者の先驅となり、而して公の國體研究を志せし根本精神も亦之に由りしなり、公は是等の研究として左の三方法を用ひられたりき

一、建國以來の純粹なる我國固有の神道を研究したること、  
一、國史を研究し整理したること、

一、古言(萬葉集等)を研究して我國特有の風俗並に之に伴ふ思想その他を研究したること、

右に付いて神道は義公少時より、萩原兼從の講演を、聞き居られしを以て之に精しく、依つて天照大神より傳はれる、純眞なる思想を知り、之を以て國體の根本的意義と爲されたり、國史研究に

神道大家  
解

就ては、詳密に國體を知り得るものなるが故に、最も力を盡され終に曠古の大典たる、大日本史及禮儀類典の二大著書を編成するに到れり、而して所謂皇統を正閏し、人臣を是非し、一に大義名分に本づきて、大に時代の迷夢を破り、萬世の指針を示されたり、實に義公は國體主義の權化と謂べく、「至誠至武前に楠公あり至誠至文後に義公あり」とは、我師東陽先生のいはれし所なるが、正に允當適切の言と云ふべし、かくの如き大精神に加へ、思想に於ても、宇宙間の眞理並に人生觀の窮極に達し、よく之を調理修飾して、具体的ものとなし、實際に之を施行せるは、最も偉大なりとせずや、

義公の民本的思想のものは、國體に含まれたる本來の、思想の一部より、發現したるものにして、外國の思想は之を輔翼したる迄

に資用たるものなり、義公は能く此間の眞味を感得理解し居り且つ至誠ある大人格者は、大抵期せずして其處(立憲の眞髓)に到達することは、亦怪むに足らざるなり、故に明治の初め漸く外國のヒントを得て、施行せる立憲政治を、公は早くも封建の世に行ひ而かも又二百五十年前に、已に選挙投票をも用ひられたる事は實にその先見と明識とに服せざるを得ず猶詳言すれば義公は尊王民本を具体的に行はれ、且つ眞の純日本の自覺と達見とを以て、此の兩思想を調和せられたるものにして、その民本は建國の由來に本きて、天祖以來歷朝天皇の大御心を体し、深く赤子の國民に同情したる至誠の結果なるが故に、眞に我國体と一致する事は、固より言を俟たざる所なり、否此の尊王と民本とは、正に我本來の國本の内容たりと云も逕言にあらざるを知るべし、

既にして明治維新となり、憲法發布となり、更に日清日露の兩役となり而して我國が此兩大役に勝ちたる所以のものは、當時人多く教育の効果に歸せしが、予輩は然らずと思へり、若し是が全く教育の力なりとせば、僅か十餘年の今日、此の如き權威なき教育界となり、學生思想の中心と鞏固を欠き、輕薄不健全なるに至る筈無ければなり、此の理由により、清露兩役の大勝は、實に維新以來、武士道の精神(水戸學中にも此の要素を含む)が殘存せしに、依りたるものと見るが、至當の判斷なるべし、其の後此の武士道思想も漸次に衰へ、遂に民心の泛々たる現時代に到達せり、故に現代人の頭腦は、多く個人的思想に傾き、國家的思想の次第に稀薄になり行く現象は、争ふべからざる事實なりとす、此の間幾多の人士は、又大に覺る所ありて、我國体の研究に従事し、その尊



嚴なる所以を唱導するもの多きに至れりと雖も、是等の人士はた  
 い國体の尊嚴なる方面をのみ大呼し、深く我皇室が本來民本的政  
 治を行はれ、その關係密接なる所以を推本言明するもの少く、殊  
 に水戸義公が、國体の本義に原きたる、民本政治を實現したる、  
 事實を闡明するものなし、故に世間多少は、傳統的尊王思想を誘發  
 するの効果を、得たりと雖も、徹底的に此の思想を印刻せしむるに  
 は到らざるなり、何となれば通俗社會に在りては尊王の眞味は全  
 く徹底したる民本政治に依る外なければなり、而して此の間國民  
 教育も亦殘念ながら、國体教授の根本的神髓に就いては、頗る徹  
 底を欠きしやの遺憾なしとせす、

果然、歐洲戰亂勃發し、その終局後人心動搖せるに乘じ、幾多の  
 新思想は靡然として、我國にも襲來し、その一時的旋風の勢を以

て、大に世に歡迎せられ、今や我國人の之に化せらるゝ者亦少し  
 とせず、而して是等の思想は、動もすれば、危激性を含めるもの  
 にして、其國固有の國家組織を變革せんとするもの多く、我國當  
 路者は周章して、或は之に威壓を加へ、又は皮相なる對策、宣傳  
 及び取締等を以て此の難局を脱せんと、苦心焦慮するもの如し、  
 若し早く此の水戸學の眞髓に留意して、尊王民本の眞義を國民に  
 會得せしめ、而して眞の民本政治を施行したらんには、いつくん  
 ぞ今日の如き紛々たる思想問題の起るに至らんや、然れども  
 今になりて是を責むるも甲斐なし、故に是に對する根本的對策と  
 して此の尊王民本一致の説を普及せしめ、我國体の如何に國民共  
 存と、密接なる關係を有するかを闡明するごゝもに、速に徹底的  
 民本政策を行ひ、而して彼の社會主義者その他をして、衷心より

我國体の眞味を知らしめ、彼等をして心服理解せしめざるべからざるなり、

嗚呼此の尊王民本の大主義は實に我國存立の使命を有するものなり、之れ微かりせば各種の危険思想は跳梁跋扈すべく、終に國体の尊嚴なる理由を解せざる徒の續出せんも計り難し、吾人は是に於て大聲之を唱導し、且つ眞摯なる研究を怠るべからず、是將に國家益々多事ならんとするの秋、我國民の當面の急務なるべし、而して眞に國体の優秀なる理由を知り、又此の尊王民本の意義を解し、國家萬全の長策を取らんとするものは、宜しく是に就ての大指導者たる、義公の雄大深遠なる國体觀と、而して至誠的徹底的民本政治の意義とを、層一層尋究せざる可らず、而して水戸學は義公の思想の全部を含み、尊王民本を主義としたる、眞の國家

的基礎學問なり、現下思想界混亂の際に於ける、我が帝國を救はんとする人士は、宜しく早く此の新正なる水戸學主義に就け、而して之を以て帝國の根本的大主義とせば、帝國の前途は益々堅實に、益々洋々に、而して國体の精華を萬古に傳ふるを得て、優に世界列國の間に特立雄飛するを得べきなり、

「烈公社會觀に云」先づ人間は上も下も生るれば母の乳にて三五

年の間は命をたもつ也其後は五穀にて命をつくる事なれば、我は農民をば母とも思ひ朝夕膳の上へ農民の像をかねもて作り置て、食の度々先づ農民へ飯を備へてより食は取る也農民なからんにはいかで我命をつくべき是程大切の者はあらず何程武器ありても食なくは働く事も出來ざる也工民商民もても同じく大切なり夫れ故國民の不爲めに成る事をする者は、惡む所なり、

軍國偏重  
烈公も  
取らず

# 警世苦言

東陽居士

◎時代思想に逆行して、時代を警醒す

一、精神文明を尊重して、物質偏重を排す、

一、徳政主義を中心として、法治偏重を排す、

一、文化生活を主として、軍國偏重を排す、

一、民本政治を本として、資本偏重を排す、

◎是れ我が國性なり、是れ我が國情なり、

大正十年六月三日印刷  
大正十年六月十日發行

定價七拾錢

著者 雨谷 毅  
水戸市上市神崎

發行兼印刷人 小倉 莊平  
水戸市上市大工町一〇七八番地

印刷所 二鶴堂印刷所

不許  
複製

水戸市上市大工町

發行所 二鶴堂小倉出版部

電話四七六番  
振替東京八五四〇番

393  
187

納付書  
第六番

393  
189

終

